

報告事項エ

令和3年度アクションプランについて

令和3年度アクションプランを策定しましたので、別紙のとおり報告します。

令和3年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

鳥取県教育振興基本計画別冊

令和3年度

「アクションプラン」

令和3年3月18日

鳥取県教育委員会

この「アクションプラン」は、県議会における令和3年度当初予算の成立をもって、効力を発するものとする。

目 次

I	令和3年度施策の重点項目	1
II	令和3年度鳥取県教育振興基本計画アクションプラン	
目標 1	社会全体で学び続ける環境づくり	3
	(1) 社会全体で取り組む教育の推進	3
	(2) 家庭教育の充実	4
	(3) 生涯学習の環境整備と活動支援	5
目標 2	学ぶ意欲を高める学校教育の推進	7
	(4) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進	7
	(5) ふるさと鳥取から学ぶ教育の充実	8
	(6) 幼児教育の充実	9
	(7) 確かな学力・学びに向かう力の育成	10
	(8) 特別支援教育の充実	13
	(9) 社会の変革期に対応できる教育の推進	15
目標 3	学校を支える教育環境の充実	18
	(10) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進	18
	(11) 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成	19
	(12) 安全、安心で質の高い教育環境の整備	21
	(13) いじめ、不登校等に対する対応強化	22
	(14) 多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築	24
	(15) 私立学校への支援の充実	26
目標 4	生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進	27
	(16) 健やかな心と体づくりの推進	27
	(17) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実	28
	(18) トップアスリートの育成（競技力向上）	30
目標 5	文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造	31
	(19) 文化芸術活動の一層の振興	31
	(20) 未来を「つくる」県民立美術館整備による文化芸術の創造・発展	32
	(21) 文化芸術の発展を担う人材の育成	33
	(22) 文化財の保存、活用、伝承	34
	(特設項目) 新型コロナウイルス感染症への対応	35

令和3年度アクションプラン重点項目一覧

目標		施策		重点項目	担当課
1	社会全体で学び続ける環境づくり	1	社会全体で取り組む教育の推進	地域の教育力の向上	社会教育課 小中学校課 高等学校課 特別支援教育課
				社会教育を推進する人材の育成と団体支援	社会教育課 人権教育課
		2	家庭教育の充実	家庭教育力の向上、家庭教育支援の充実	社会教育課 教育総務課
		3	生涯学習の環境整備と活動支援	人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	社会教育課
図書館機能の充実	図書館				
			博物館機能の充実	博物館	
2	学ぶ意欲を高める学校教育の推進	4	豊かな人間性、社会性を育む教育の推進	道徳教育や人権教育の充実	小中学校課 人権教育課
				子どもの読書活動の推進	社会教育課 図書館
		5	ふるさと鳥取から学ぶ教育の充実	ふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材の育成	小中学校課 高等学校課 社会教育課
				地域の自然、歴史、文化等から学ぶ体験活動、探究的な学習の充実	小中学校課 高等学校課 社会教育課
		6	幼児教育の充実	幼児教育・保育の充実、幼保小連携の推進	小中学校課
		7	確かな学力・学びに向かう力の育成	自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成	小中学校課 高等学校課
				基礎学力の確実な定着、質の高い理解と生きて働く知識・技能の習得	小中学校課 高等学校課
		8	特別支援教育の充実	発達障がいを含む障がいのある子どもへの切れ目ない支援体制の充実	特別支援教育課 高等学校課 障がい福祉課
				医療的ケアの必要な子ども及び保護者への支援体制の充実	特別支援教育課
				手話教育の推進	特別支援教育課
特別支援学校の在り方の検討及び特別支援教育環境の整備	特別支援教育課				
9	社会の変革期に対応できる教育の推進	グローバル化に対応した人材の育成、英語教育の推進	小中学校課		
		技術革新・高度情報化に対応した人材の育成、ICT活用教育の推進	小中学校課 高等学校課 特別支援教育課 教育環境課 教育センター 社会教育課		
		社会の形成者として必要な力の育成	小中学校課 高等学校課		
3	学校を支える教育環境の充実	10	魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進	県立高校の魅力化・特色化	高等学校課
				学校組織運営体制の充実	教育人材開発課
		11	次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成	魅力ある教員の確保	教育人材開発課
				教員の資質向上、指導力・授業力の向上	小中学校課 高等学校課 特別支援教育課 教育センター
				県民に信頼される教職員の育成	教育総務課
		12	安全、安心で質の高い教育環境の整備	学校における働き方改革	教育人材開発課 体育保健課 教育総務課
公立学校施設の環境整備	教育環境課				
13	いじめ、不登校等に対する対応強化	学校内外の安全確保、学校危機管理体制の構築	体育保健課		
		いじめ問題等への取組	いじめ・不登校総合対策センター 人権教育課		
		不登校対策の推進	いじめ・不登校総合対策センター		

目標		施策		重点項目	担当課
3	学校を支える教育環境の充実	14	多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築	困難な家庭環境にある子どもに対する支援	いじめ・不登校総合対策センター 社会教育課 人権教育課 福祉保健課 子育て王国課 家庭支援課
				不登校、高校中退、義務教育未修了者等への多様な学びの場の提供	いじめ・不登校総合対策センター 小中学校課 高等学校課 総合教育推進課
		15	私立学校への支援の充実	私立学校の振興	総合教育推進課
4	生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進	16	健やかな心と体づくりの推進	子どもの体力・運動能力の向上	体育保健課 スポーツ課
				食育の推進、安全、安心な学校給食	体育保健課
		17	ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実	少年期(小学校～高等学校)の望ましいスポーツ活動の充実	体育保健課
				障がい者スポーツの推進	スポーツ課 特別支援教育課
18	トップアスリートの育成(競技力向上)	アスリートのキャリア形成の推進	スポーツ課		
		2020年東京オリンピック・パラリンピックや次期鳥取国体を見据えた取組の実施	スポーツ課 体育保健課		
5	文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造	19	文化芸術活動の一層の振興	文化芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充	文化政策課
				文化芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保	文化政策課
				障がい者による文化芸術活動の推進	障がい福祉課 特別支援教育課
		20	未来を「つくる」県立美術館整備による文化芸術の創造・発展	県立美術館の整備推進・美術を通じた学びの支援	美術館整備課 博物館
				21	文化芸術の発展を担う人材の育成
		22	文化財の保存、活用、伝承	県民が、鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切に する気運の醸成	文化財課 とっとり弥生の 王国推進課 文化政策課
文化財の保存と活用(再発掘・磨き上げ)の推進	文化財課 とっとり弥生の 王国推進課				
特設項目	新型コロナウイルス感染症への対応			子どもたちの学びの保障	教育環境課 小中学校課 高等学校課 教育センター
				安全・安心な教育環境の整備	教育環境課 特別支援教育課 いじめ・不登校総合 対策センター 人権教育課 総合教育推進課

目標1 社会全体で学び続ける環境づくり
1-(1) 社会全体で取り組む教育の推進

<重点施策>

① 地域の教育力の向上

○SDGsの理念である「持続可能な社会」の実現に向けて、学校支援ボランティア等による学校支援、放課後子供教室、地域未来塾、外部人材を活用した教育支援活動(土曜授業等)等の地域学校協働活動を充実し、学校、家庭、地域の連携・協働体制を構築することにより、子どもたちの豊かな学びを充実していく。
 ○学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の導入・充実と地域学校協働活動の一体的な取組により、学校と地域住民等が育てたい子ども像や学校・地域の課題を共有したり、新学習指導要領で目指す「社会に開かれた教育課程」を実現したりするなど、地域とともにある学校づくりや学校を核とした地域づくりを推進する。

② 社会教育を推進する人材の育成と団体支援

○人づくり、つながりづくり、地域づくりに中核的な役割を担う人材として社会教育主事及び社会教育士を養成するとともに、関係団体と連携・協働して各種研修会を開催し、市町村及び公民館、社会教育関係団体の職員をはじめとする社会教育関係者の資質向上を図る。
 ○学校、家庭、地域で「参加型」学習や多様な体験活動、交流活動等による人権学習を実践できる指導者を養成し、人権尊重の社会づくりを進める。

<指標>

項目	目標数値
学校支援ボランティア登録者数	8,400人
コミュニティ・スクールを導入している学校の割合	65%
地域学校協働本部を設置している学校の割合	65%

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
地域学校協働活動推進事業	社会教育課	社会総がかりで子どもたちを育むために、公立学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する。また学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、学校を核とした地域づくりを推進する。 ①学校運営協議会の導入や地域学校協働活動を推進する市町村への支援 ②研修会の開催 ③地域連携担当教職員の育成
【拡充】高等学校改革推進事業	高等学校課	新しい時代に向けた高等学校教育の基本的な方向性を定めた「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針[平成31年度～令和7年度](平成28年度3月策定)」における取組の方向性を具現化するとともに、次期基本方針の策定に向けた準備を進める。 また、地域住民や保護者等が学校運営に直接参画して、学校の目標やビジョンを共有し、学校と一体となって子どもたちを育み、支援するための学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入を進めていく。【8校新規】
【拡充】特別支援学校における学校運営協議会制度推進事業	特別支援教育課	地域住民や保護者等が学校運営に直接参画して、学校の目標やビジョンを共有し、学校と一体となって子どもたちを育み、支援するための学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を特別支援学校9校で実施する。【3校新規】

【拡充】県市町村社会教育振興事業	社会教育課	各種研修会や社会教育主事講習、合同研究協議会等を実施し、人づくり、つながりづくり、地域づくりの要となる県市町村の社会教育関係者(各市町村社会教育担当、社会教育主事及び社会教育士、地域コーディネーター等)の人材を育成する。また、令和3年度から新たに各市町村教育委員会や社会教育施設等におけるオンラインでの研修・講座等の開催を支援するため、ICTを活用した研修会・講座のノウハウを習得する講座を開催する。
社会教育関係団体による地域づくり支援事業	社会教育課	社会教育関係団体の教育力を活用し、家庭・地域の教育力向上を促進するとともに、社会教育関係団体で活動する人材を育成するため補助を行う。
人権教育振興事業	人権教育課	自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成に向け、「鳥取県人権教育基本方針－第2次改訂－」を周知するとともに、人権教育で「育てたい資質・能力」を抛り所とした実践や「協力」「参加」「体験」を中核とした学習の推進など指導内容や指導方法の在り方についての認識を深め、鳥取県がめざす人権教育の推進を図る。 ①人権教育に携わる教職員に対する研修会や研究協議会の開催 ②学校、地域が抱える人権教育推進上の課題解決に向けた取組を研究 ③県立学校における教職員、生徒の人権教育推進活動の支援 ④人権教育プログラム集を活用した人権教育を推進する学校の支援、ファシリテータの派遣・研修
人権尊重のまちづくり推進支援事業	人権教育課	地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人一人が主体者として進められるよう、市町村と連携を図りながら、市町村が行う人権教育施策、住民学習の充実に対する支援(助言)を行う。 ①人権教育アドバイザー事業 ②市町村人権教育行政担当者会

1-(2) 家庭教育の充実

<重点施策>

① 家庭の教育力の向上、家庭教育支援の充実

○保護者同士のつながりづくりを進めるとともに、保護者への多様な学習機会の提供、関係機関と連携した相談体制の整備や家庭教育支援チーム等による「届ける家庭教育支援」体制の構築など、家庭教育の支援を充実する。
○保護者が子育てしやすく、地域活動に参加しやすい職場環境づくりを推進するため、鳥取県家庭教育推進協力企業の活動を支援する。
○子どもたちの基本的な生活習慣や自己肯定感、規範意識等、豊かな心と体を社会全体で育てていくため、啓発活動に取り組む。

<指標>

項目	目標数値
届ける家庭教育支援実施市町村数	3市町村
毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合	(小) 83%以上
	(中) 81%以上
毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合	(小) 92%以上
	(中) 94%以上

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
とっとりふれあい家庭教育応援事業	社会教育課	核家族化、少子化等による地域のつながりの希薄化等により、家庭教育を支える環境が大きく変化するとともに、児童虐待等の急速な増加など家庭をめぐる問題が複雑化しており、社会全体での支援の必要性が高まっているため、すべての親が安心して子育て及び家庭教育が行えるよう、家庭教育の支援充実を図り、家庭の教育力向上を図るとともに、地域人材の育成及びネットワークの構築、啓発のための広報、市町村が実施する親への学習機会の提供、「家庭教育支援チーム」による訪問型(届ける)家庭教育支援の取組を促進する。
保護者と連携した生活習慣づくり	教育総務課	子どもたちの望ましい生活習慣の定着の取組を進めるため、心とからだいきいきキャンペーンを展開して啓発グッズを配布する。

1-(3) 生涯学習の環境整備と活動支援

<重点施策>

① 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

○人生100年時代をより豊かに生きるため、とっとり県民カレッジなどの学びの場を通して、県民が生涯にわたって自ら学習し、地域の様々な課題に対応する力を身に付けるとともに、地域とのつながりをもつことにより、学びの成果を地域に還元する仕組み(学びと行動が循環)づくりを進め、県民一人一人が生涯にわたって活躍できる社会の構築を目指す。

② 図書館機能の充実

○「県民に役立ち、地域に貢献する図書館」を目指して、県立図書館の「仕事とくらしに役立つ図書館」「人の成長・学びを支える図書館」「鳥取県の文化を育み世界に発信する図書館」「知の拠点としての図書館」としての機能を充実する。
 ○県立図書館と各分野の専門機関におけるタイアップによる相談会・セミナー・講座等の開催や高等教育機関の公開講座との連携など、県民の学習機会の拡大を図るとともに、現代的な課題に対応するための学習機会を積極的に提供する。
 ○地域独自の歴史や文化に関する資料を容易に利用できる環境を整え、次世代に伝え残していくため、博物館、公文書館、埋蔵文化財センター等と連携して構築したデジタルアーカイブシステム「とっとりデジタルコレクション」の利用を促進するとともに、図書館等の貴重な資料を電子化して広く公開する。
 ○読書バリアフリー法に基づき策定した、「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備に関する計画」に基づき、アクセシブルな電子書籍等(音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等)の普及を図る等、計画の施策の方向性に沿い、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進する。

③ 博物館機能の充実

○県立博物館の自然、歴史・民俗、美術等の常設展示、企画展、講演会・講座、体験活動等を通して、県民の教養を高め、県民に新たな発見を与えることができる「魅力ある博物館」づくりを推進する。
 ○県立博物館と学校教育との連携を強化し、子どもたちの体験を通じた学習を支援するとともに、授業の充実に資する講座の提供に努める。

<指標>

項目	目標数値
県立博物館の入館者数(現況値には山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の入館者数が含まれる)	11万人
公立図書館の個人貸出冊数(人口一人当たり)	6.1冊

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
とっとり県民カレッジ事業	社会教育課	県生涯学習センター、市町村、高等教育機関等様々な機関と連携し、ふるさとを見つめ直し、地域が抱える課題について考える講座の開催など地域課題に係る県民の主体的な学びと行動を支援する学習機会を提供する。

【拡充】デジタル化時代の知の拠点づくり事業	図書館	<p>利用者の資料利用の利便性を向上させ、地域独自の歴史や文化に関する資料を容易に利用できる環境を整え、次世代に伝え残していくため、図書館の貴重な資料を電子化し広く公開する。</p> <p>①資料のデジタル化の推進【拡充】</p> <p>②デジタルアーカイブシステムおよび資料デジタル化の効果の広報</p> <p>③スキルアップのための研修受講</p> <p>④デジタルアーカイブシステムの運用・保守【拡充】</p>
仕事とくらしに役立つ図書館推進事業	図書館	<p>仕事とくらしに関わる県民と地域の課題解決に向けた情報提供等、県民の情報要求に応えるために、一層の資料充実や機能向上を図るとともに、「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備に関する計画」に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立ったサービスを充実する。</p> <p>①地域経済の活性化と地域の自立への貢献</p> <p>県内産業を支援する情報提供機能を強化し、仕事に役立つサービスを提供するとともに、地域づくりに取り組む団体等と連携しながら地域活性化に貢献する。</p> <p>②豊かなくらしへの貢献</p> <p>くらしの不安や悩みを解決するために、県民のライフステージの様々な場面で必要となる資料を収集し提供する。</p> <p>③ユニバーサルデザインの視点に立ったサービスの推進</p> <p>アクセシブルな電子書籍等の普及を図る等、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進するとともに、障がい者や高齢者等、図書館利用に困難のある方や情報の獲得に困難のある方に対するサービスを充実する。</p>
郷土情報発信事業	図書館	<p>郷土資料の収集・保存するとともに、資料の利用促進を図り、紙媒体の収集に加え、郷土関係資料のデータベース化を推進し、後世に郷土資料を継承するための保存・活用を進める。</p> <p>鳥取県出身の文学者及び鳥取県の自然や文化について興味、関心を喚起する資料展や講演会を開催する。県内の関係機関や市町村立図書館、学校図書館と連携し、広く県民へ情報を発信する。</p> <p>①ふるさとの歴史再発見事業</p> <p>②郷土文学者情報発信事業</p> <p>③「文字・活字文化の日」記念事業</p> <p>④地域資料データベース等サービス事業</p>
企画展開催費	博物館	<p>鳥取県の自然・歴史・美術分野の資料、作品、研究成果等や世界的・全国的に貴重な作品等について、企画展として広く県民に紹介する。(企画展名はすべて仮称)</p> <p>①自然:QooDZILLA!!クジラとイルカの世界(読売新聞との連携企画展)</p> <p>②人文:とっとり乱世 一因幡・伯耆からみた戦国時代—</p> <p>③美術:受贈記念 垣田堅二郎コレクション展</p> <p>④美術:～SOMPO美術館&鳥取県立博物館のコレクションでつくる～東郷青児、前田寛治と、Parisゆかりの画家たち</p> <p>⑤美術:小早川秋聲展</p>
博物館普及事業費	博物館	<p>県民の生涯学習や学校教育を支援するために、各種の講座や体験学習会、移動博物館などを実施するとともに、博物館の活動、研究成果、利用方法などについて広く情報を発信する。</p>

目標2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

2-(4) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進

<重点施策>

① 道徳教育や人権教育の充実

○子どもたちの豊かな心の育成、規範意識の向上に向けて、道徳教育の充実を図る。
○子どもたちが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、人権が尊重される社会づくりに向けた実践行動につながる人権教育の充実を図る。

② 子どもの読書活動の推進

○「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」に基づき、子どもが読書に親しむための機会の充実、環境の整備等を図り、関係機関と連携して、子どもの読書活動を推進する。

<指標>

項目	目標数値
「参加型」(協力・参加・体験)人権学習に取り組んだ学校の割合	(小) 100%
	(中) 100%
	(高) 100%
	(特) 100%
人権教育で育てたい資質・能力(知識・技能・態度)を指標とした評価を実施した学校の割合	(小) 100%
	(中) 100%
	(高) 100%
	(特) 100%
「読書が好きである」児童生徒の割合	(小) 77%
	(中) 75%
	(高) 70%
「一斉読書に取り組む」学校の割合	(小) 100%
	(中) 100%
	(高) 87%
「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の割合	(小6) 85%
	(中3) 85%

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
道徳教育推進事業	小中学校課	指定校による実践研究等を実施し、その取組内容や成果を道徳教育パワーアップ研究協議会で全県に普及するなど、「特別の教科 道徳」を要とする全教育活動における道徳教育の指導の充実を図る。
人権教育振興事業【1-(1)再掲】	人権教育課	自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成に向け、「鳥取県人権教育基本方針―第2次改訂―」を周知するとともに、人権教育で「育てたい資質・能力」を拠り所とした実践や「協力」「参加」「体験」を中核とした学習の推進など指導内容や指導方法の在り方についての認識を深め、鳥取県がめざす人権教育の推進を図る。 ①人権教育に携わる教職員に対する研修会や研究協議会の開催 ②学校、地域が抱える人権教育推進上の課題解決に向けた取組を研究 ③県立学校における教職員、生徒の人権教育推進活動の支援 ④人権教育プログラム集を活用した人権教育を推進する学校の支援、ファシリテータの派遣・研修

本の大好きな子どもを育てるプロジェクト	社会教育課	読書ボランティアの資質向上や保護者啓発を行うため、子ども読書アドバイザーを派遣する。また、ポップコンテストの開催などにより子どもたちに本を読むことの楽しさ、大切さを伝えるための体験を提供し、子どもの読書活動の推進を図る。
---------------------	-------	--

2-(5) ふるさと鳥取から学ぶ教育の充実

<重点施策>

① ふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材の育成

<p>○子どもたちが、地域の史跡、まちなみ、建築物、郷土芸能、伝統芸能、民芸等、鳥取県の貴重な地域資源に触れ、ふるさと鳥取の良さを感じ、誇りに思う心や態度を、鳥取県内修学旅行等への支援や学校と地域が連携した取組を通じて育成する。</p> <p>○地域で活躍する人材、企業、団体等と連携して、職場体験、インターンシップを充実するなど、自らの生き方・在り方を考えるふるさとキャリア教育に取り組み、子どもたちが将来に夢や目標を抱き、その実現に向けて取り組む意欲を高める。</p> <p>○ボランティア活動、地域について学ぶ体験等に、学校と地域が連携して取り組み、地域を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人一人にあるという自覚を持ち、今後の社会の在り方について主体的に考え、行動する子どもたちの育成を図る。</p> <p>○小学校から高等学校を通じたふるさとキャリア教育の学びを蓄積する「キャリア・パスポート」を有効活用するとともに、教員へのふるさとキャリア教育の研修を実施するなど、市町村教育委員会と連携を図りながら、系統的なふるさとキャリア教育に取り組む。</p>
--

② 地域の自然、歴史、文化等から学ぶ体験活動、探究的な学習の充実

<p>○各教科や総合的な学習の時間・総合的な探究の時間等において、地域と連携した探究的な学習や自然体験活動、集団宿泊体験等を充実し、子どもたちの豊かな人間性や自己肯定感を育む。</p>
--

<指標>

項目	目標数値
児童生徒に対して、教科等の指導に当たって、「地域や社会で起こっている問題や出来事を学習の題材として取り扱っている」学校の割合	(小6) 85% (中3) 80%
児童生徒に対して、「地域や社会を良くするために何をすべきかを考えさせるような指導を行っている」学校の割合	(小6) 81%以上 (中3) 61%以上
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合	(小6) 52% (中3) 41%
「地域の行事に参加している」高校生の割合	(小6) 85% (中3) 59% (高2) 50%
「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」高校生の割合	(高2) 50%
「将来は今住んでいる地域や鳥取県で働きたい」高校生の割合	(高) 60%
県外大学進学者の県内就職率(県出身者が多い大学)	37%

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
「ふるさとキャリア教育」推進事業～鳥取大好き！プロジェクト～	小中学校課	鳥取県に誇りと愛着を持ち、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたり様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる児童生徒を育成していく「ふるさとキャリア教育」の充実を図る。 ①「ふるさとキャリア教育」モデル事業(キャリア・パスポート活用) ②小学校の校外学習等において、郷土にゆかりのある歴史的・文化的名所等を訪問する際のバス代を補助(ふるさと鳥取見学(県学)支援事業) ③親子でおしごと体験ツアーの実施

【新規】鳥取県内修学旅行等支援事業	小中学校課 高等学校課	新型コロナウイルス感染症対策として実施されている県内修学旅行等に対する支援を通じて、子どもたちがふるさと鳥取を学び、鳥取県の豊かな自然、文化、地域で活躍している人や先人の生き方等を通して、鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を養う「ふるさとキャリア教育」の充実を図る。
【拡充】ふるさとキャリア教育充実事業	高等学校課	将来、社会的に自立していくために必要な能力や態度を育てるためのふるさとキャリア教育をすべての県立高校で実施するとともに、生徒一人ひとりの特性に応じたキャリア発達を促し、進路指導の改善や資格取得の促進を行う。 ①普通科高校ふるさと・まなびプロジェクト(普通科高校インターンシップ) ②キャリア教育の研究 ③キャリア塾【拡充】 ④「キャリア教育推進協力企業」認定制度 ⑤キャリアプランニングスーパーバイザーの配置 ⑥キャリア発達支援事業【拡充】 ⑦小学生(5年生)に向けた専門高校紹介チラシ作成・配布 ⑧中学生(2年生)に向けた高等学校理解促進・進路指導資料の作成・配布
中学校トークプログラム実施事業	社会教育課	中学生、大学生、地域の大人の三者が少人数のグループになって人生観や職業選択等について相互に語り合うトークプログラムを実施し、中学生が地域の大人や大学生の多様な価値観や職業観等を知る機会を提供することで、自己肯定感や将来に向けた夢や目標の形成、ふるさとへの愛着と貢献意識の形成を図る。
鳥取県の美しい星空環境を活かした体験活動等推進事業	社会教育課	県立青少年社会教育施設が行う主催事業や学校等の受入事業において、天文等に詳しい講師を招いて星空観察を行うとともに、移動式プラネタリウムを実施する。
児童養護施設等と連携した自然体験活動推進事業	社会教育課 船上山少年自然の家 大山青年の家	船上山少年自然の家・大山青年の家において、集団生活を通して、野外活動、自然探求、観察活動等を行うことにより、心身ともに豊かでたくましい青少年を育成する。

2-(6) 幼児教育の充実

<重点施策>

① 幼児教育・保育の充実、幼保小連携の推進

○「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)」に定める鳥取県が目指す幼児の姿「遊びきる子ども」の育成に向け、幼児教育アドバイザー、幼児教育支援員、幼保小接続アドバイザー等を含む鳥取県幼児教育センターを設置して幼児教育の拠点機能を強化し、園の現状等の把握、園内研修支援、保育者の専門性向上のための研修、小学校との連携・接続を推進していくとともに、市町村の体制整備など、幼児教育の充実に取り組む。

○円滑な幼保小連携・接続に向けて、園と小学校との間で子どもたちの生活状況や、それぞれの子どもたちの発達に応じた教育課題を共有できる体制づくりと幼保小接続を担う人材を育成する。

<指標>

項目	目標数値
小学校教員による園での保育体験研修の実施市町村数	19市町村
園と小学校の合同研修会・保育体験等の実施割合	85%
園と小学校の管理職同士の連絡協議会の設置割合	82%

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
幼児教育推進体制の充実・活用強化事業	小中学校課	義務教育以降の学びの基礎となる質の高い幼児教育の全県展開のために、「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)」等を周知・活用し、幼稚園・認定こども園・保育所等の教職員の指導力向上と小学校教育との連携・接続推進を図る。また、県幼児教育センターの拠点機能を強化し、市町村等における課題解決に向けた幼児教育及び小学校教育現場の取組を支援する。 ①幼児教育推進体制強化のための人的整備 ②幼児教育理解推進・質向上のための取組 ③保育者の専門性向上のための研修の充実 ④幼保小接続推進リーダー育成事業

2-(7) 確かな学力・学びに向かう力の育成

<重点施策>

① 自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成

<p>○地域で活躍する人材、企業、団体等と連携して、職場体験、インターンシップを充実するなど、自らの生き方・在り方を考えるふるさとキャリア教育に取り組み、子どもたちが将来に夢や目標を抱き、実現に向けて取り組む意欲を高める。</p> <p>○小学校から高等学校までの学びを蓄積するキャリア・パスポートを有効活用することにより、将来の夢や希望、目標を達成するために、日頃の学習とのつながりを意識して、具体的に行動に移していきことができる児童生徒を育成する。</p> <p>○SDGsの理念である「持続可能な社会」の実現に向けた人材育成を目指し、様々な体験活動、探究活動を通して学び合う環境づくりを進め、子どもたちが、様々な社会問題を自ら発見し、自ら学び、他者と協働して解決することができる力を育成する。</p>

② 基礎学力の確実な定着、質の高い理解と生きて働く知識・技能の習得

<p>○全国学力・学習状況調査で明らかとなった課題解決に向けて策定した「鳥取県学力向上推進プラン」に沿い、戦略的、短期・中長期的な視点から学校への訪問指導や授業改善に取り組むなど、市町村教育委員会と連携を図りながら、学校でのPDCAサイクルの確立を目指し、子どもたち一人一人の関心意欲の向上・確かな学力の定着を図る。</p> <p>○とっとり学力・学習状況調査の対象地域及び学年を拡充し、本県の児童生徒の学力の伸びや学習状況を把握することにより、教育施策や指導の工夫改善を図り、子どもたちの学力を確実に伸ばす取組を進める。</p> <p>○教科指導の専門性を持った教員によるきめ細やかな指導や教員の負担軽減、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築を目指した小学校高学年における教科担任制が2022年度を目途に本格導入されることを受け、本県の小学校における教科担任制の円滑な導入と推進の在り方について検討を行う。</p> <p>○国において進められている高大接続改革において求められる思考力・判断力・表現力を一層高めるため探究的・協働的な課題解決型の学習活動に向けた授業改革等を進め、生徒が目指す進路の実現に向けた取組を進める。</p>

<指標>

項目	目標数値																	
全国学力・学習状況調査結果の各教科の全国平均に対する県平均	<table border="0"> <tr> <td>小</td> <td>国語</td> <td rowspan="5">全国平均を上回る</td> </tr> <tr> <td></td> <td>算数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>理科</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>国語</td> </tr> <tr> <td></td> <td>数学</td> </tr> <tr> <td></td> <td>理科</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>英語</td> <td></td> </tr> </table>	小	国語	全国平均を上回る		算数		理科	中	国語		数学		理科			英語	
小	国語	全国平均を上回る																
	算数																	
	理科																	
中	国語																	
	数学																	
	理科																	
	英語																	

各実施教科の最上位層(A～Dの4段階のA層)の割合	小 国語 算数 理科 中 国語 数学 理科 英語	全国平均を 上回る
全国学力・学習状況調査で各教科の最下位層(A～Dの4段階のD層)の割合	小 国語 算数 理科 中 国語 数学 理科 英語	全国平均を 下回る
「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合	(小6) (中3) (高2)	90% 75% 80%
「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の割合	(小6) (中3) (高2)	70% 55% 50%
「難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している」児童生徒の割合	(小6) (中3) (高2)	82% 75% 64%
児童生徒に対して、「将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をした」学校の割合	(小6) (中3)	100% 100%
児童生徒に対して、「各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設けた」学校の割合	(小6) (中3)	85% 71%
「身に付けた知識・技能や経験を、生活の中で活用できないか考える」児童生徒の割合	(小) (中)	74% 50%
児童生徒に対して、「家庭学習の課題の与え方について、校内の教職員で共通理解を図った」学校の割合	(小6) (中3)	89% 82%
「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」生徒の割合	(高2)	70%
学校の授業がわかる児童生徒の割合	小 国語 算数 中 国語 算数	86% 82% 79% 72%
「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」生徒の割合	(高2)	75%
高等学校卒業後の進路決定率		100%
高等学校卒業者の大学等進学率		45%
難関国立大学の合格者数		120人 (医学部含む)

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
【拡充】学力向上総合対策推進事業	小中学校課	<p>全国学力・学習状況調査で明らかになった学力課題の解決に向けて、学力向上推進プロジェクトチームで対策を検討した結果を踏まえ、戦略的、短期・中長期的な視点から、市町村教育委員会と一体となった取組を進め、児童生徒の学力向上を図る。</p> <p>①県独自の「とっとり学力・学習状況調査」を対象地域及び学年を拡充して実施・活用【拡充】</p> <p>②授業改善に向けた学校訪問の実施</p> <p>③学力向上推進校へのスーパーバイザー派遣</p> <p>④学力向上に関する研修会の開催</p>
【新規】小学校高学年における教科担任制推進事業	小中学校課	<p>義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築に向けた小学校高学年における教科担任制を、2022年度を目途に本格導入することが、中央教育審議会で示された。これを受け、小学校高学年における教科担任制の円滑な導入と推進を図るため、また学校の働き方改革を進める観点から、小学校専科加配の教員が配置された学校の中から教科担任制推進校を指定し、その活用状況や課題点等を検証するとともに、教科担任制の在り方について全県に発信する。</p>
新しい学びの創造事業	小中学校課 高等学校課	<p>「主体的・対話的で深い学び」を実現するためにアクティブ・ラーニング型授業を推進し、生徒の「協働して学ぶ態度」を育むとともに探究活動の充実を図ることで生徒の「思考力・判断力・表現力」を伸長する。あわせて、生徒の英語4技能を向上させるため、これまでの「読む」「書く」に「聞く」「話す」を加えた各技能の強化・伸長についての分析・検証・実践できる機会を整備し、質の高い英語授業の創出と生徒の英語表現力の強化を図る。</p> <p>①「主体的・対話的で深い学び」教員スキルアップ事業 生徒に必要な思考力・判断力・表現力や学ぶ態度の育成に取り組む教員の指導力向上のための教員研修</p> <p>②生徒の思考力・判断力・表現力の強化のためのハイレベル講座</p> <p>③外部試験を活用した高校生英語力向上事業 バランスのとれた英語4技能の育成のため、民間の英語の試験を高校2年生を対象に受験させ、外部有識者等の協力を得ながら結果を分析しフォローアップを行う。</p>
未来を拓く学力向上事業	高等学校課	<p>学校の枠を超えた連携を深め、教員同士が協働して教科指導力の向上に取り組むことにより、各教科等における授業改善を一層進める。また、生徒同士が切磋琢磨しながら、進路実現に向けて学習意欲を高め、学力の向上を図る。</p> <p>①学校や校種を超えた学力向上や知的好奇心アップにつながる取組の支援<難関校志望者学習研修などの6校8事業></p> <p>②鳥取県高校生理数課題研究等発表会の実施</p> <p>③「科学の甲子園」鳥取県大会の開催</p>
【拡充】ふるさとキャリア教育充実事業【2-(5)再掲】	高等学校課	<p>将来、社会的に自立していくために必要な能力や態度を育てるためのふるさとキャリア教育をすべての県立高校で実施するとともに、生徒一人ひとりの特性に応じたキャリア発達を促し、進路指導の改善や資格取得の促進を行う。</p> <p>①普通科高校ふるさと・まなびプロジェクト(普通科高校インターンシップ)</p> <p>②キャリア教育の研究</p> <p>③キャリア塾【拡充】</p> <p>④「キャリア教育推進協力企業」認定制度</p> <p>⑤キャリアプランニングスーパーバイザーの配置</p> <p>⑥キャリア発達支援事業【拡充】</p> <p>⑦小学生(5年生)に向けた専門高校紹介チラシ作成・配布</p> <p>⑧中学生(2年生)に向けた高等学校理解促進・進路指導資料の作成・配布</p>

2-(8) 特別支援教育の充実

<重点施策>

① 発達障がいを含む障がいのある子どもへの切れ目ない支援体制の充実

○園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においては、発達障がいを含めた障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援が、一層充実するよう、「個別の教育支援計画」に基づき、各教科等における配慮事項等を明確にした「個別の指導計画」の作成と活用を推進する。特に平成30年度から開始した「高等学校における通級による指導」を拡充し、関係機関と連携しながら、適切な支援を行う。
○特別な支援を必要とする子どもについて、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため、教育・福祉・保健・医療・雇用の関係機関が連携して、支援を行う。

② 医療的ケアの必要な子ども及び保護者への支援体制の充実

○医療的ケア児が多様な学びの場で安全に教育を受けることができる体制整備を進めるとともに、医療的ケア実施に係る保護者の負担軽減を図る。

③ 手話教育の推進

○鳥取県において全国初の手話言語条例が制定されたことに伴い、教職員の手話技術の向上や鳥取聾学校における手話普及コーディネーターの配置、地域の学校への手話普及支援員の派遣等とおして、教育面における手話に関する取組の充実を進める。

④ 特別支援学校の在り方の検討及び特別支援教育環境の整備

○近年の発達障がいのある幼児児童生徒の増加等に伴い、小中高等学校において特別支援教育を必要とする児童生徒が増加している現状や、特別支援学校における障がいの重度・重複化、高度な医療的ケアの必要性の増加等を踏まえ、今後の本県の特別支援教育の在り方について検討を進める。
○個別の教育的ニーズに的確に応える教育を受けることができるよう、教育環境の整備に努める。

<指標>

項目	目標数値
該当障がい種に関する特別支援学校免許状保有率の向上	特別支援学校教員 92%
	特別支援学級教員 40%
特別支援学校高等部(専攻科含む)卒業生の就職率(就職希望者に対する割合)	100%
特別支援学校高等部(専攻科含む)卒業生の(1年後)職場定着率	90%
学校における手話に関する取組の実施率	(小) 100%
	(中) 100%
	(高) 100%
	(特) 100%

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
切れ目ない支援体制充実事業	特別支援教育課	インクルーシブ教育システムの構築に向けて体制整備の充実を図るため、県立特別支援学校に外部専門家を配置するなどして特別支援学校のセンター的機能を強化するとともに、市町村における切れ目ない支援体制の充実を図るための研修会を開催する。また、就学前から学校卒業後までの切れ目ない支援体制構築を目指して、教育と福祉が連携して各圏域ごとに福祉セミナーを開催する。 ①早期からの教育支援体制整備【国補助】 ②医療的ケア体制整備事業【国補助】 ③特別支援学校のセンター的機能充実事業 ④福祉セミナーの実施

特別支援教育専門性向上事業	特別支援教育課	<p>小・中・高等学校等において、発達障がいのある児童生徒に一貫した支援を行うため、早期からの指導・支援の充実、より一層の体制整備充実を図る。</p> <p>特別支援学校教職員の専門性・授業力を向上させ、一人ひとりの障がい特性と発達に応じた指導を実現するため、長期研修や環境整備を実施する。</p> <p>①通級による指導のための支援体制整備事業 ②LD等専門研修派遣事業 ③LD等専門員の活動充実事業 ④発達障がい理解啓発事業 ⑤大学等長期派遣事業 ⑥理療科・寄宿舎充実事業 ⑦医療的ケア専門性向上事業 ⑧特別支援学校教育職員免許保有率向上事業 ⑨新学習指導要領の周知に係る説明会事業 ⑩特別支援教育の手引増刷 ⑪教育審議会学校等教育分科会特別支援教育部会の開催</p>
【拡充】特別支援教育充実事業	高等学校課	<p>平成30年度からの「高校における通級による指導」制度の開始に伴い、県立高校4校を通級指導教室設置校(以下「設置校」という。)、1校をモデル校として、特別支援コーディネーターを配置する。</p> <p>また、設置校及びモデル校以外の県立高校をアプローチ校として、高校生が社会的自立を目的とした発達段階にあることから、障がい等のある生徒の自己理解と高校生の他者理解を深める取組を実施するとともに、これまでの事業で培った関係機関とのネットワークをもとに、効果的なチーム支援を実践する。</p> <p>①「高校における通級による指導」の実践・研究【拡充】 ②自己理解・他者理解のための実践・研究 ③鳥取県高等学校特別支援教育研修会 ④手話言語授業への派遣</p>
あいサポート推進事業	障がい福祉課	<p>あいサポート運動を県民全体で取り組むことを目指し、継続して県民全般への普及啓発を図る中、障がい者への理解促進講座を開催するなど、障がいに対する理解の促進を重点的に展開する。</p> <p>①あいサポート運動に係る各種研修の実施 ②あいサポート運動の更なる推進に向けた取組(他県との連携、あいサポート企業・団体の認定、障がい当事者理解講座の実施など) ③ヘルプマークの普及促進・啓発 ④障害者差別解消法理解の促進 ⑤障がい者差別解消に向けた相談・支援体制の整備</p>
特別支援学校就労促進・職場定着キャリアアップ事業	特別支援教育課	<p>障がいのある生徒が、「働きたい」という願いや夢を実現させ、生涯にわたり社会の中で自分らしく豊かに生きるため、必要な知識や技能を身に付けるとともに企業等への就労を支援する。</p> <p>①就労・定着支援員の配置 ②就労促進セミナー ③県版特別支援学校技能検定実施事業 ④職業教育スキルアップ事業</p>
病気療養児の遠隔教育支援事業	特別支援教育課	<p>オリヒメを活用した病気療養児の遠隔教育を推進することで、児童生徒の学習を保証するとともに、人間関係を含めた円滑な学校復帰を進める。</p>

【拡充】手話で学ぶ教育環境整備事業	特別支援教育課	ろう者とりょう者以外が互いに理解し合う共生社会を目指し、学校におけるろう及び手話への理解が深まるよう、教育面における手話に関する環境整備の充実を図る。 【鳥取聾学校における教育環境整備】 ①聴覚障がい基礎研修会、聴覚障がい教育に関する専門研修会、手話講座の実施 ②手話講座等への参加経費、教職員の手話技能検定への助成 ③手話通訳者の派遣 【地域における教育環境整備】 ①ICTを活用した手話パワーアップ事業【新規】 ②手話学習教材の配付 ③手話普及コーディネーターの配置 ④手話普及支援員の派遣 ⑤聾学校教職員による出前授業
特別支援学校通学支援事業	特別支援教育課	県立特別支援学校に通学する児童生徒の通学の安全確保及び保護者の負担軽減を図るため、通学バスを委託運行する。(新型コロナウイルス感染予防のための増便運行含む) また、県立特別支援学校の児童生徒の通学の安全確保、社会的自立及び保護者の負担軽減を図るため、通学支援員の外部委託や、市町村等が行う通学支援に対し交付金を交付するなどにより、通学を支援する。
特別支援教育専門性向上事業 (特別支援教育の在り方検討)	特別支援教育課	近年の発達障がいのある幼児児童生徒の増加等に伴い、小中高等学校において特別支援教育を必要とする児童生徒が増加している現状や、特別支援学校における障がいの重度・重複化、高度な医療的ケアの必要性の増加等を踏まえ、今後の本県の特別支援教育の在り方について鳥取県教育審議会を中心に検討を進める。

2-(9) 社会の変革期に対応できる教育の推進

<重点施策>

① グローバル化に対応した人材の育成、英語教育の推進

○2020年度から小学校学習指導要領が全面実施となり、外国語が教科化された。2021年度からは中学校学習指導要領が全面実施となり、外国語科の授業を英語で行うことが基本となること、そして2022年度から高等学校において授業中の言語活動の高度化がさらに図られることを踏まえ、教員の指導力向上や外部試験の活用、子ども達が実際に英語のコミュニケーション活動を体験できる機会の拡充等、バランスの取れた英語4技能の育成に向けて、「鳥取県における小・中学校英語教育7年プラン」を踏まえた小・中・高等学校で一貫した先導的な英語教育を推進する。

② 技術革新・高度情報化に対応した人材の育成、ICT活用教育の推進

○Society5.0時代を担う子どもたちのために、国の「GIGAスクール構想」により、今後、県内全小中学校に、児童生徒一人一台端末と高速大容量ネットワークが整備されることを受け、民間企業等と連携しながら、従来の学習方法にICT活用を加えた新しい「ととりの学び」を構築するとともに、全县で集中的・総括的に「学び方改革」を推進する。

○「GIGAスクール構想」の実現に向けた学びの質的転換に合わせ、情報活用能力を育成するとともに、一人一人のニーズや理解度に応じた個別最適化された学びや、交流学习や他地域との遠隔授業などの協働的な学びを推進していくため、教員研修や学校教育支援サイト等による教員のICT活用指導力の向上や小学校から高校まで県下共通の学習ツール活用による一貫した取組を進める。

○小学校では、情報活用能力や論理的思考力等を育むためのプログラミング教育の視点を取り入れた授業や取組を推進し、高等学校においては、機種を指定した自己所有端末の使用(BYAD)により「主体的・対話的で深い学び」を促進する。

○令和2年度に策定した「鳥取県学校教育情報化推進計画」に基づき、「とっとりICT活用ハンドブック」を有効活用しながら、具体的な施策を計画的かつ総合的に取り組む。

○スマートフォンや携帯電話、ゲーム機等が子どもにも与える諸問題に適切に対応するため、関係機関、団体等と連携して、情報モラル等に関する教育啓発活動を実施するとともに、青少年健全育成条例の改正を踏まえ、SNSに起因する犯罪被害に遭わないようにすることや、SNSを利用したネットいじめや誹謗中傷に関することも含め、児童生徒が電子メディア機器との適切な接し方を身に付けられるよう情報モラル教育の充実に取り組む。

③ 社会の形成者として必要な力の育成

○学習指導要領に基づいた教育を着実に実施し、社会科、公民科や家庭科等を中心としながら、各教科等や教育活動全体を通して、子どもたちの発達段階に応じた消費者教育、主権者教育を推進する。また、模擬体験等の手法を用いて、実践的な知識の習得につなげる取組を充実する。
○消費生活、法律、経済・金融等に関する実務経験者を外部講師として活用しながら、主体的に社会に参画する態度や自立した消費者を育成するための教育を推進する。

<指標>

項目	目標数値
教員のICT活用指導力の状況(児童生徒のICT活用を指導する能力)	全国平均を上回る
英検準1級以上等の英語力を有する担当教員の割合	(中) 65% (高) 97%
英検準2級程度以上の英語力を有する高校生(高3)の割合	(高) 50%
県立高校での消費者教育の実施	全ての県立学校

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
小・中学校における英語4技能ステップアップ事業	小中学校課	国が示す「外国語教育の抜本的強化」の方針に基づき、実践的な英語等の語学力の向上やグローバル社会において様々な人と協働できる人材の育成を目指し、英語教育の充実・人材育成のための小・中・高等学校一貫した指導体制を強化する。 ①県内全中学2年生への外部試験(英検IBA)実施 ②小学校英語専科教員指導力向上事業 ③島根大学との共同研究
新しい学びの創造事業【2-(7)再掲】	小中学校課 高等学校課	「主体的・対話的で深い学び」を実現するためにアクティブ・ラーニング型授業を推進し、生徒の「協働して学ぶ態度」を育むとともに探究活動の充実を図ることで生徒の「思考力・判断力・表現力」を伸長する。あわせて、生徒の英語4技能を向上させるため、これまでの「読む」「書く」に「聞く」「話す」を加えた各技能の強化・伸長についての分析・検証・実践できる機会を整備し、質の高い英語授業の創出と生徒の英語表現力の強化を図る。 ①「主体的・対話的で深い学び」教員スキルアップ事業 生徒に必要な思考力・判断力・表現力や学ぶ態度の育成に取り組む教員の指導力向上のための教員研修 ②生徒の思考力・判断力・表現力の強化のためのハイレベル講座 ③外部試験を活用した高校生英語力向上事業 バランスのとれた英語4技能の育成のため、民間の英語の試験を高校2年生を対象に受験させ、外部有識者等の協力を得ながら結果を分析しフォローアップを行う。
グローバル・リーダーズキャンパス	小中学校課	世界トップクラスの大学である米国スタンフォード大学と連携し、インターネットを活用した県内高校生向けのライブ遠隔講座を開設することにより、幅広い国際感覚を身につけ、実践的な英語力をさらに伸ばすとともに、世界を視野に入れて活躍する高い意欲と志を持った人材の育成を図る。
【拡充】外国語指導力強化関係事業	小中学校課	令和2年度からの新学習指導要領の趣旨にもとづいた各学校種における授業改善や小中高のつながりを見通した英語教育の充実に係り、教員の外国語指導力強化のための取組を行う。 なお、新型コロナウイルス対策に係る、来日時東京宿泊期間延長・検査費用・健康診断費用を新たに追加する。 ①県立高校へのALTの配置 ②英語担当教員の海外派遣 ③英語教育推進フォーラム

【新規】学校教育情報化推進事業	教育環境課 小中学校課 高等学校課 教育センター	GIGAスクール構想の本格的なスタートの年にあたる令和3年度を「学びの改革元年」として位置づけ、これからの社会を主体的に生き、社会に対応する資質・能力をもった人材の育成を図るため、学校教育の情報化を加速する。 ①情報化推進に向けた学校支援体制の充実(先進的なICT取組支援、高校へのICT支援員の配置等) ②児童・生徒の情報活用能力を高めるための授業改革等の推進(小中学校のeラーニング教材導入支援、とっとりGIGAスクールフェアの開催等) ③教員の指導力・活用能力の向上のための研修等の充実(教育センターへの学校訪問型研修用のモバイルWi-Fiルーターの整備等) ④ GIGAスクール構想本格運用に対応するためのネットワーク基盤等の整備(ネットワーク運用管理、県立学校教員指導用端末の整備、臨時休業時のWi-Fi環境のない家庭へ通信が可能なモバイルルーターの貸出等)
ICT環境整備事業	教育環境課	県立学校において、インターネットや情報機器を積極的に活用した授業を展開できるよう、パソコン、液晶プロジェクター等の情報環境を整備する。 また、県内公立学校の情報教育や情報共有のインフラ基盤である教育情報通信ネットワーク(Torikyo-NET)において、安定したインターネット環境、メールサービス等の提供ができるよう整備・充実を図る。 令和4年度には県立学校においてBYAD(Bring Your Assigned Device:機種指定、自費購入)等により1人1台端末の整備を進めていく予定としているが、対応が困難な家庭もあることから、低所得世帯等の生徒への貸与するための端末及びモバイルWi-Fiルーターを整備する。
プログラミング教育推進事業	小中学校課	令和2年度から小学校では新学習指導要領が全面実施となり、その中で「学習の基盤となる資質・能力」に位置付けられた「情報活用能力」の中にプログラミングも含まれていることから、論理的思考力等を育むため、プログラミング教育の視点を取り入れた授業や取組を推進する。 ①優良実践校(団体)によるプログラミング教育推進事業 ②民間企業と連携した先進的なプログラミング教育(出前授業)
【拡充】ICT活用推進事業	高等学校課	県立高校へのICT機器等の整備に加え、コロナ禍における学校教育でのICT活用が本格化する中、アフターコロナ及び今後の1人1台端末環境を見通し、機器の活用方法の研究を進めるとともに、授業の質的効用や個別最適化学習を充実させるため、教員のICT活用能力の向上を図る。 ①クラウド学習サービス活用に係る教員向け利活用研修事業 ②モデル校における教員用タブレット型端末活用事業(倉吉東) ③ICT学びの充実プロジェクト(鳥取湖陵) ④授業目的公衆送信補償金【新規】
特別支援学校におけるICT教育充実事業	特別支援教育課	特別支援学校におけるICT活用の充実を図るため、外部委託により各学校の教員への授業づくりや教材作成を支援するICT支援員を派遣する。
ICT活用教育推進事業	教育センター	児童生徒の情報活用能力の育成及び教職員のICT活用指導力の向上に向けた取組を実施する。 ①校内での「教育の情報化」に向けた体制づくりの推進のため、学校CIO研修や情報化推進リーダー研修を開催(悉皆) ②出かけるセンター(指導主事派遣研修)や県内自治体向けICT出前研修を開催 ③学校教育支援サイトで授業づくりに役立つICT活用の資料・動画、学習指導案等の内容をさらに充実させ、全県に情報発信 ④教員のICT活用指導力調査の大項目BまたはCにおいて、1(ほとんどできない)と回答した教員を抽出し、悉皆研修を実施

<p>【拡充】インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業</p>	<p>社会教育課</p>	<p>保護者と子どもたちに対し、インターネット・電子メディア機器とのよりよい接し方について教育啓発を行う。 ①子どもサミットやフォーラムの開催 ②電子メディアとの付き合い方学習ノートの作成・配布 ③PTAや地域で開催される学習会等にケータイ・インターネット教育推進員を派遣 ④情報モラルに関する児童生徒への啓発授業と教職員研修を実施する情報モラルエドゥケーターを学校に派遣【拡充】 ⑤児童生徒が学校単位でルールを考える取組を支援するプログラムの作成【新規】 ⑥SNSトラブルから子どもを守る合言葉「とりのからあげ」の啓発事業の実施【新規】</p>
------------------------------------	--------------	---

目標3 学校を支える教育環境の充実

3-(10) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進

<重点施策>

① 県立高校の魅力化・特色化

○「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針」(平成28年3月策定:2019年度から2025年度までの方針)に基づき、関係者等の意見を聞きながら、その内容を具体化、明確化していくとともに、教育審議会に諮問した2026年度以降の県立高等学校の在り方について、選択肢の一つとして分校化や学校再編、特色ある新たな学科の設置などを含め、子どもの未来を拓く特色ある学校づくりに向けた抜本的な検討を進める。
 ○県外から本県県立高等学校に進学する生徒の受入を積極的に進め、学校の適正規模を維持するとともに、地域や企業等と連携した教育活動の実施や国際バカロレア教育の導入に向けた取組を進めるなど全国からも注目されるような県立高等学校の魅力化や特色づくりに取り組む。
 ○特に中山間地域の高等学校については、立地する地元自治体や地域住民等とも連携し、学校の在り方、活性化の方策等について、検討を進める。

② 学校組織運営体制の充実

○令和3年度の国の予算折衝において、義務標準法を改正し、小学校について令和3年度から5年かけて学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなったことから、本県における少人数学級の今後のあり方について、市町村教育委員会等の関係機関と協議を行いながら、子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導の充実による学習意欲の向上、学校生活や人間関係への円滑な適応等を図るため、少人数学級の取組を進めていく。

<指標>

項目	目標数値
県立高等学校(全日制課程)の定員に対する入学者数の割合	全ての高校で70%を上回る

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
【拡充】国際バカロレア導入事業	高等学校課	令和5年度の倉吉東高校の国際バカロレア開校に向けて、令和4年度中の認定を目指して設備整備等の必要な学習環境の整備を行う。
【拡充】とっとり高校魅力化推進事業	高等学校課	新しい価値を創造する人材の育成や中山間地域の高校の魅力化の推進と情報発信を行う。 ①県立高校魅力化推進事業【拡充】 ②県立高校の魅力磨き上げ事業【拡充】 ③SNSやマスメディアを活用した全国向け高校の魅力発信 ④県外生徒の募集活動 ⑤県外生徒の親子体験入学ツアー ⑥県外生徒の受入環境整備事業【拡充】 ⑦県外出身アスリート生徒の生活支援事業

高等学校改革推進事業 (高等学校の在り方検討)	高等学校課	新しい時代に向けた高校教育の基本的な方向性を定めた「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針[平成31年度～平成37年度] (平成28年度3月策定)」における取組の方向性を具現化するとともに、次期基本方針の策定に向け教育審議会を中心に検討を進める。
【定数関係】少人数学級の実施	教育人材開発課	令和3年度の国の予算折衝において、義務標準法を改正し、小学校について令和3年度から5年かけて学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなったことから、本県における少人数学級の今後のあり方について、市町村教育委員会等の関係機関と協議を行いながら、少人数学級を実施する。

3-(11) 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成

<重点施策>

① 魅力ある教員の確保

○教員の大量退職と県内出身志願者の減少傾向による志願倍率の低下等を受け、教員採用試験における県外試験会場の設置や、ICTを活用した情報発信等を行い、志願者確保とより優秀な教員の採用に努める。
○島根大学との協働による「未来の教師育成プロジェクト」の実施等を通じて、高校生、大学生に対してキャリア教育の一環として教員の魅力や責任を説明する機会を設けるなど長期的な教員志望者の育成に取り組むとともに、SNS等を活用したプロモーション活動等により鳥取県で教員になることの魅力の発信や採用試験受験希望者に対する説明会の開催などにより受験者の確保に取り組む。

② 教員の資質向上、指導力・授業力の向上

○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教職員研修の充実や授業改善に取り組む。
○教員の大量退職・大量採用の中、教員の資質向上に関する指標及び教員研修計画に基づき、若手教員の育成やミドルリーダーの育成に取り組むとともに、エキスパート教員による積極的な授業の公開や研修会の実施などにより、優れた指導技術等を広め、教員の授業力向上を図る。
○学校教育支援サイトで授業づくりに役立つ資料や動画、学習指導案等の内容をさらに充実させ、全県に情報発信することにより、教員の授業力向上を支援する。
○外部講師の派遣や授業研究等の機会を通じ、最新の知見を取り入れた学習科学に基づく授業手法の実践について学ぶとともに、これを広く公開することで21世紀型学力を育む授業改善の全県的な普及を図る。

③ 県民に信頼される教職員の育成

○教職員一人一人のコンプライアンスの意識の徹底を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土を構築する。

④ 学校における働き方改革

○教職員が一人一人の児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、労働関係法令に加え、公立学校に関する「教育職員の勤務時間の上限に関する方針」の遵守に向けた取組を推進するとともに、会議運営の効率化や校務分掌の再編などの各学校における学校業務カイゼン活動の実施と、授業準備等をサポートするスタッフや部活動指導員の増員、小学校高学年における教科担任制の導入と推進、部活動休養日の適切な設定、ICT活用の推進や校務支援システムの活用等により、教職員の多忙解消と負担軽減に向けた取組を推進する。
○令和5年度から段階的に中学校における休日の部活動を地域へ移行するため、モデル校による地域移行に係る実践研究の実施や、地域移行に向けた検討を行う。

<指標>

項目	目標数値
時間外業務が月45時間、年間360時間を超える教職員数	(小) (中) (義務) 全ての校種 で0人 (高) (特支)

教職員の年次有給休暇取得日数(夏季休暇を含む)	年間17日以上
教員の精神性疾患による休職者数の出現率	0.53%

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
教員採用試験	教育人材開発課	試験日程の調整、試験会場の拡大、SNS等を活用したプロモーション活動、電子申請等の出願手続きに係る負担軽減等、選考の在り方の改善により志願者の拡大を図るとともに、試験内容の改善により魅力ある教員の確保に努める。
【拡充】教育企画研修費	教育センター	<p>教職員の資質・能力の向上を目的として、教職経験の違いに対応した研修やICT活用教育等今日的な教育課題の解決に応じた研修及び訪問や情報発信等による教職員支援を行う。</p> <p>【学校支援】</p> <p>①訪問型学校支援 ・【拡充】出かけるセンター(指導主事派遣)</p> <p>②若手教員育成 ・とっとり未来教師セミナー・集合研修後の情報交換・相談機会の拡充・若手教員のための支援会議・山陰教師サポート連携(S×T)協議会</p> <p>③教育情報の収集と発信 ・学校教育支援サイトの充実(資料提供、動画配信) ・研修情報整備</p> <p>④自主的・主体的研修への支援 ・アドバイザー派遣事業</p> <p>【教職員研修】</p> <p>①地域の中核を担う人材育成 ・【拡充】ゼミナール(教育課題に応じたリーダー育成)・【拡充】長期研修生</p> <p>②センターフォーラムの開催 ・長期研修の報告及び講演</p> <p>③ICT活用教育推進のための経費 ・ICT支援員(会計年度任用職員1名)の配置・クラウドサーバー・ホームページ読み上げシステム</p> <p>④研修に必要な機器の整備等 ・機器等リース(情報教育棟、本館ネットワーク)・【拡充】持出し用機器の更新</p>
エキスパート教員認定事業	小中学校課 高等学校課 特別支援教育課	他の教員のモデルとなるような優れた教育実践を行っている教員を「エキスパート教員」として認定し、その優れた指導技術等を普及させていくことにより、本県教員の指導力の向上を図る。
教育委員会運営費	教育総務課	各所属に設置されたコンプライアンス推進員等に対する研修会を年1回実施する。 各所属でのコンプライアンス推進に係る啓発及び研修等により、職員一人ひとりの自律、自製の徹底、職員相互の確認・注意の習慣化及び徹底を図る。
学校現場における働き方改革推進事業	教育人材開発課	<p>学校現場における働き方改革を推進し、教員の多忙解消・負担軽減を図るため、学習プリント印刷や授業準備など教員の負担となっている事務作業をサポートする会計年度任用職員(教員業務アシスタント)を学校に配置する。</p> <p>教職員の多忙解消・負担軽減のため、県教育委員会、市町村教育委員会、各学校長に外部有識者を加えた「学校業務カイゼン活動推進検討会」において対策の検討を進めた上で、学校管理職を含めた教職員のみならず、県教育委員会・市町村教育委員会事務局職員に対する研修の実施等を通して学校業務カイゼン活動を促進する。</p>
【新規】小学校高学年における教科担任制推進事業【2-(8)再掲】	小中学校課	義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築に向けた小学校高学年における教科担任制を、2022年度を目途に本格導入することが、中央教育審議会で示された。これを受け、小学校高学年における教科担任制の円滑な導入と推進を図るため、また学校の働き方改革を進める観点から、小学校専科加配の教員が配置された学校の中から教科担任制推進校を指定し、その活用状況や課題点等を検証するとともに、教科担任制の在り方について全県に発信する。

部活動指導員配置事業	体育保健課	県立高等学校及び公立中学校における部活動に係る教員の部活動指導の負担軽減及び指導の充実を図るため、地域人材等を単独指導、単独引率が可能な部活動指導員として学校に配置する。 ①県立高校運動部への部活動指導員配置 ②市町への補助(中学校の部活動指導員配置)
運動部活動推進事業	体育保健課	県立高等学校及び公立中学校の運動部活動に専門的指導者(運動部活動外部指導者)を派遣し、部活動及び指導體制の充実、競技力の向上を図る。教員の多忙化、不適切な指導、また中学校の運動部活動顧問の約半数は担当する運動部活動の競技経験がない等、運動部活動を実施するにあたって、山積している課題を解消する。さらに、国が令和5年度から段階的に中学校における休日の部活動を地域に移行する方針を示したことに伴い、モデル校による実践研究や地域移行に向けた検討を行う。 ①外部指導者を派遣(謝金) ②外部指導者の資質向上のための研修会 ③中学校における運動部活動の地域移行のモデル事業の実施 ④運動部活動の在り方検討会(仮称)の開催
【新規】部活動の生徒引率に係る貸切バス利用促進事業	体育保健課	部活動における生徒引率の一層の安全確保や教員の業務負担の軽減、生徒・保護者の経済的負担を軽減するため、部活動の公式大会及び公式大会以外の任意の大会参加、練習試合等に係る交通手段として貸切バスを活用する場合の経費の一部を支援する。
教職員健康管理事業費	教育総務課	各職場の安全衛生管理体制を整備し、職場における職員の健康管理を行うとともに、疾病の早期発見と生活習慣病の予防等のため、定期健康診断等を実施する。 また、管理職の研修(職場づくり)、ストレスチェック制度の実施による教職員のセルフケア及び職場環境の改善の推進、相談窓口の設置、専門職員による面談等を行う。休職者や復職者を支援するとともに、それを抱える職場の管理職等への指導助言を行う。

3-(12) 安全、安心で質の高い教育環境の整備

<重点施策>

① 公立学校施設の環境整備

○令和2年度に策定した鳥取県教育委員会長寿命化計画(個別施設計画)を踏まえ、計画的な老朽化対策、防災機能強化、省エネルギー型設備等の環境教育に資する設備の導入など、教育環境の質的向上を進める。
○市町村立学校の長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能強化などの教育環境の質的向上を進めるため、国に対し、地方公共団体の負担軽減のための支援策の充実、改善を働きかける。

② 学校内外の安全確保、学校危機管理体制の構築

○地震や津波等の災害から子どもたちを守るために、実践的な防災教育を推進する。
○自転車乗車中のヘルメットの着用の促進や交通事故をなくすために、交通安全教育の充実を図る。特に高校生の自転車通学生のヘルメット着用は令和3年度から各学校の実態に応じて取組をはじめ、遅くとも令和5年度から完全着用を目指す。
○不審者等の犯罪から子どもたちを守るために、学校、家庭、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進する。
○関係機関と連携し、通学路の安全確保を図る。
○部活動の生徒引率の一層の安全確保のため、貸し切りバスの利用を促進する。

<指標>

項目	目標数値
避難訓練(不審者対応、地震、火災等)を年2回以上(小学校は3回以上)実施した学校の割合	(小) 90%
	(中) 100%
	(高) 100%
	(特) 100%

学校危機管理マニュアル(生活安全、交通安全、災害安全の全て)について点検・見直しを実施した学校の割合	(小)	85%
	(中)	75%
	(高)	80%
	(特)	75%

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
教育施設営繕費	教育環境課	県立学校及び社会教育施設の維持管理及び老朽化対策等に必要となる修繕を行い、安全安心な教育環境の整備を行う。
【拡充】学校安全対策事業	体育保健課	児童生徒が安全・安心な学校生活を送るために、「生活」「交通」「災害」の側面から、学校の安全教育・安全管理及び学校・家庭・地域が連携し、質の高い学校安全の取組を推進する。 ①学校安全教育・安全管理体制の充実のための成果検証・普及、専門家派遣【拡充】 ②学校安全研修会、安全対策会議の開催 ③スクールガード・リーダーの巡回指導・助言や学校安全ボランティア等による子どもの見守りへの支援 ④自動体外式除細動器(AED)更新【新規】
【新規】部活動の生徒引率に係る貸切バス利用促進事業【3-(11)再掲】	体育保健課	部活動における生徒引率の一層の安全確保や教員の業務負担の軽減、生徒・保護者の経済的負担を軽減するため、部活動の公式大会及び公式大会以外の任意の大会参加、練習試合等に係る交通手段として貸切バスを活用する場合の経費の一部を支援する。

3-(13) いじめ、不登校等に対する対応強化

<重点施策>

① いじめ問題等への取組

<p>○いじめの問題は、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであることを踏まえ、いじめ防止対策推進法や鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針等を周知するとともに、いじめの未然防止・早期発見、いじめの解消等に向けて取り組んでいく。そのために、生徒指導担当者等を対象にした悉皆研修やいじめに係る動画資料の作成を行い、学校における校内研修を促すなど、教職員研修等の充実を図る。</p> <p>○教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携、協力して組織的に対応できる体制の整備、子どもを取り巻く環境への働きかけ等を通して、いじめ、暴力行為、中途退学などの生徒指導上の諸課題の未然防止、早期対応に向けた組織的な取組を強化する。</p> <p>○児童虐待については、令和元年度に作成した「虐待対応マニュアル」に基づいて学校における校内研修用の動画資料を作成するとともに、活用を促し、学校における対応力の強化を図る。</p>
--

② 不登校対策の推進

<p>○令和2年8月に作成した「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』」を活用した研修等を行うことで、多様化、複雑化する不登校の要因・背景を的確に把握し、学校、家庭、関係機関が連携しながら、児童生徒理解に基づいたきめ細かな支援を行っていく。</p> <p>○教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携、協力して組織的に支援できる体制の整備、アセスメントに基づいたプランニングによる早期支援や自立支援に向けた取組を強化する。</p> <p>○教室での学習や集団での生活が苦手な児童生徒に対して「校内サポート教室」を拡充し、安心して過ごせる居場所を確保するとともに、不登校の未然防止として、学級経営等の充実を図り、安全・安心で楽しいと実感できるような魅力ある学校づくりに向けて、教職員研修等の充実を図る。</p>

<指標>

項目	目標数値	
不登校の出現率の減	(小)	0.4%
	(中)	2.5%
	(高)	1.2%

学校いじめ防止基本方針の点検を実施した学校の割合	(小) 100%
	(中) 100%
「いじめが解消しているもの」の割合	95%
不登校児童生徒への支援の結果、登校する又はできるようになった児童生徒及び変容が見られるようになった児童生徒の割合	(小) 75.0%
	(中)

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
いじめ防止対策推進事業	いじめ・不登校総合対策センター	いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体と連携、相談窓口の充実、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。 ①鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会(2回) ②いじめ問題調査委員会 ③子どもの悩みサポートチーム支援 ④休日・夜間いじめ相談業務委託 ⑤児童生徒を対象としたいじめ防止啓発作品(缶バッチデザイン)コンクール ⑥SNSを活用したいじめの通報システム
スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ・不登校総合対策センター	社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を助成するとともに、県において関係者との連絡協議会や人材育成及び資質向上のための研修会を実施するとともに、スーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助を行う。 ①スーパーバイザーの配置 ②SSW市町村補助金 ③SSW育成研修(3回) ④SSW資質向上研修(6回)
【拡充】不登校対策事業	いじめ・不登校総合対策センター	中学校(校区内の小学校へも対応)へのスクールカウンセラー配置や資質向上に係る研修会及び「学校生活適応支援員」配置等により、不登校の未然防止及び早期支援や不登校状態の児童生徒の学校復帰も含めた社会的自立を目指す。また、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士等の派遣を行う。 ①スクールカウンセラーの配置 ②スクールカウンセラー研修 ③学校生活適応支援員の配置 ④臨床心理士等の緊急支援 派遣時間数の増 30時間→50時間 【拡充】 ⑤学級力・組織力による不登校改善事業 不登校の未然防止のため「学級力」「組織力」の向上研修を行う(年3回) ⑥子どもの不安解消プロジェクト事業 ⑦校内サポート教室設置事業 設置する公立中学校数が増 3校→4校 新規設置の1校も含めてICTを活用した遠隔授業支援を行う【拡充】
教育相談事業	いじめ・不登校総合対策センター	幼児児童生徒等の教育上の問題や、発達、障がい等に関する学習及び生育上の課題について、園や学校等教育現場の実状をよく知る相談員及び専門指導員、専門医が、本人、保護者、学校関係者等らの相談に応じ、個別の状況やニーズに応じた指導・支援を行う。 ①指導主事・相談員による教育相談 ②専門指導員による教育相談及び個別支援 ・専門指導員が幼児用アプリ等を活用するためのタブレット整備 ③専門医による教育相談会(東中西部地区毎に月1～2回実施) ④心理検査用具の貸出及び購入

人権教育振興事業【1-(1)再掲】	人権教育課	自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成に向け、「鳥取県人権教育基本方針－第2次改訂－」を周知するとともに、人権教育で「育てたい資質・能力」を拠り所とした実践や「協力」「参加」「体験」を中核とした学習の推進など指導内容や指導方法の在り方についての認識を深め、鳥取県がめざす人権教育の推進を図る。 ①人権教育に携わる教職員に対する研修会や研究協議会の開催 ②学校、地域が抱える人権教育推進上の課題解決に向けた取組を研究 ③県立学校における教職員、生徒の人権教育推進活動の支援 ④人権教育プログラム集を活用した人権教育を推進する学校の支援、ファシリテータの派遣・研修
-------------------	-------	---

3-(14) 多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築

<重点施策>

① 困難な家庭環境にある子どもに対する支援

○貧困や虐待、18歳未満の子どもが家族の介護や世話をを行うヤングケアラーについては、学校の相談活動等において新型コロナウイルス感染症の影響も含めた状況の把握に努め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して適切な支援機関に繋げるとともに、子育てに関し不安や悩み等を抱える家庭に対して、市町村等とも連携した対応を進める。
 ○「地域未来塾」等の地域学校協働活動を行う市町村を支援し、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子どもたちに対し、子ども食堂と連携するなどの支援を充実する。

② 不登校、高校中退、義務教育未修了者等への多様な学びの場の提供

○「誰一人取り残さない社会の実現」を目指し、高校生の不登校(傾向)やひきこもりが心配される生徒・青少年の学校復帰や社会参加に向けた支援を推進するため、関係機関と連携して、支援を必要としている方の潜在的ニーズの把握に努めるとともに、県内3カ所に設置している鳥取県教育支援センター(ハートフルスペース)の周知を行い、相談体制や訪問型(アウトリーチ型)支援、ICT等を活用した不登校児童生徒に対する学習支援を充実する。
 ○中学校卒業時や高等学校等中退時に進路が決まっていない者については、保護者同意のもと、市町村と情報共有を図り、学校教育からの切れ目のない支援の充実を図る。
 ○様々な理由により義務教育を修了できなかった人や不登校等のために十分に学校に通えなかった人、現在何らかの理由で学校に通えていない子どもたち等に対して、学びの機会の提供に努める。
 ○国際化の進展や在留外国人の増加等に伴い、帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する教育支援など、安心して学べる教育環境づくりを進める。
 ○不登校等の児童生徒に対する多様な場を確保するため、フリースクールへの運営費支援や市町村と連携して取り組むフリースクール等に通う児童生徒の通所費用の支援等を行う。

<指標>

項目	目標数値
育英奨学資金の現年調定(現在の会計年度における歳入の徴収決定額)の返還率	(高) 90% (大) 98%
生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進路決定率	100%
生活保護世帯の子どもの高等学校卒業後の進路決定率	100%
高等学校非卒業率	全国平均を下回る

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
ヤングケアラー支援事業	家庭支援課	18歳未満の子どもが家族の介護や世話をすることで自らの成長や教育に影響を及ぼしているヤングケアラーについて、早期発見し、早期支援に向けた取組を実施する。 ①リーフレット、SNS等を活用し、子どもに対してヤングケアラーであることの気づきや相談を促す。 ②各児童相談所に相談窓口を設置。 ③ヤングケアラーの支援者となる市町村、学校関係者、介護・障がいサービス事業者等の職員を対象とした対応力の向上のための専門研修の実施。 ④支援体制を検討するための支援機関等による対策会議の開催。

育英奨学事業	人権教育課	経済的理由で修学が困難な生徒に奨学金を貸与する。
地域学校協働活動推進事業(「地域未来塾」の推進)	社会教育課	大学生や教員OBなど地域住民の協力による「地域未来塾」を開設する市町村に対して助成し、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習が遅れがちな中学生等の学習環境を整備・保障する。
子どもの貧困対策総合支援事業(学習支援充実事業補助金)	福祉保健課	子どもの貧困対策として、地域の実情に応じた子どもの学習支援事業に取り組む市町村等を支援する。 ①学習支援充実事業 ・教育委員会が実施する「地域未来塾」事業に取り組む市町村に対して、本事業の対象とならない経費(送迎や教材費)の一部を助成する。 ・生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯への学習支援事業に取り組む市町村に対して、本事業では対象とならない一般世帯の子どもを含めた学習支援を実施する場合に、一般世帯の子ども分の経費を助成する。 ・放課後児童クラブで生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯に学習支援を行う市町村に対して、学習支援に要する経費の一部を助成する。 ・県、市町村の教育委員会や福祉部局、社協など子どもの貧困対策にかかる関係者による連絡会、学習支援の取り組み先進地の講師による講演会を実施する。 ②子どもの居場所づくり事業 低所得者世帯やひとり親家庭等の子どもたちが、夜間や休日に、地域の大人や友達と一緒に食事や勉強、活動を行い、子どもたちの社会性、規則正しい生活習慣の獲得、世帯の孤立防止等を推進することができる居場所づくりを行う市町村又は民間団体に対して、立ち上げ費又は運営費について助成する。(市町村による間接補助)
生活困窮者に係る総合支援事業(学習支援事業)	福祉保健課	貧困の連鎖の防止のため、生活保護世帯、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行う。 (福祉事務所設置自治体として所管している大山町において実施。)
ひとり親家庭生活支援事業(学習支援事業)	家庭支援課	ひとり親家庭の児童の学習を支援するために、ひとり親家庭の児童を集め、大学生等の学習支援員による学習支援を実施する市町村への補助を行う。
高校生通学費助成事業	子育て王国課	県内の市町村に住所を有し県内の高等学校等へ通学する者に助成する市町村に対して支援することにより、通学費用を理由に、子どもたちが高等学校での希望する学びをあきらめることがないよう支援する。
不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業	いじめ・不登校総合対策センター	ハートフルスペースでの高校不登校(傾向)生徒や、中卒者、高校中退者の学校復帰や就労・社会参加に向けた支援及びアウトリーチ支援を行う。 ・県内3箇所のハートフルスペース運営
【拡充】不登校児童生徒への自宅学習支援事業	いじめ・不登校総合対策センター	学びの機会を失っている不登校児童を対象に、ICT等を活用した自宅学習支援を行い、学力補充や学校や社会への復帰の後押しを行う。県内3か所の県教育支援センター(ハートフルスペース)に自宅学習支援員を配置し、インターネットを介した学習の進め方のアドバイスや心的なサポートを行う。 ○対象者:小・中学生及び高校生年代の青少年 ○利用人数:24名→30名【拡充】 ○使用教材:小学校4教科(国・算・社・理)、中学5教科(国・数・英・社・理)、高校教材(理科、社会の追加) ○インターネット接続が可能な端末の貸出し:12台→15台【拡充】 ○自宅学習支援員(非常勤職員)の配置:週20時間×3人

教育指導連絡調整費 (県立夜間中学設置に向けた検討)	小中学校課	県立夜間中学設置検討委員会を開催し、令和2年度に実施した県立夜間中学に関するアンケート調査の集計結果を踏まえて、学校形態のほか、設置場所や開設時期等について協議を進めるなど、夜間中学の在り方について検討する。
外国人児童生徒等への日本語指導等支援事業	小中学校課	日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実など、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等への日本語指導を含む教育の充実を図る。 ①帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 ②外国人児童生徒等への支援に係る研修会の開催
不登校対策事業 (フリースクールへの支援)	総合教育推進課	小中学校の不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等の相談指導について、民間(私立学校等)のノウハウを活用しながら児童生徒、保護者のニーズに応え選択肢を提供するフリースクールを運営する事業者を支援することにより、児童生徒の学校復帰や社会的自立に資する。また、家庭の経済状況にかかわらず、義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用等に対して支援する。

3-(15) 私立学校への支援の充実

<重点施策>

① 私立学校の振興

○私立学校の特色ある取組を支援するため、優秀な教職員の人材確保や教育環境の維持向上に必要な経費を助成するとともに、就学支援金や授業料減免などによる保護者、生徒の経済的負担軽減を図り、県民に多様で良質な教育の選択肢を提供することを通じて、多彩で優れた人材を養成する。

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
私立学校教育振興補助金	総合教育推進課	私立学校の人件費、教育管理経費、設備費、舎監配置、土曜日授業実施、アクティブ・ラーニング推進、経営改善、外部人材活用、カウンセラー配置、地域連携による校外教育活動等に対して助成する。また、高等教育の修学支援新制度に係る私立専門学校への助成を実施する。
私立学校支援等事業	総合教育推進課	私立学校が行う様々な取組に対して支援等を行い、人材育成の場としての私立学校の魅力向上に資する。 ①JETプログラムを活用したALT配置事業に係る経費に対して支援する。 ②鳥取県版スーパーグローバルハイスクールとして外国語教育の基盤づくり・充実に向けた積極的な取組を支援する。 ③手話教育(私立学校手話教育推進事業)、特別な配慮が必要な生徒に対する学習環境整備(私立高等学校等特別支援教育サポート事業)に要する経費の一部を助成する。 ④いじめ問題への対応として、学級満足度などを把握する心理検査(hyper-QU)の実施や、その検査の結果を活用して、いじめの未然防止につなげる学級経営や早期発見のための教員研修を実施する。

私立高等学校等就学支援金支給等事業	総合教育推進課	<p>家庭の経済的負担の軽減や多様な教育を受ける機会を確保するための取組を行う。</p> <p>①国の「高等学校等就学支援金」及び本県独自の「中学校就学支援金」を交付(学校設置者が代理受領)する。</p> <p>②私立高等学校等について、国の就学支援金制度に本県独自の上乗せ補助を行う。また、私立中学校にも同様の支援を実施する。</p> <p>③授業料、施設設備費等の生徒納付金を減免している私立高等学校等の設置者に対して助成する。</p> <p>④私立高等学校の専攻科に通う生徒に対して授業料を助成する。</p>
-------------------	---------	---

目標4 生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進

4-(16) 健やかな心と体づくりの推進

<重点施策>

① 子どもの体力・運動能力の向上

○各学校での体力向上推進計画書の策定及び体力・運動能力調査を活用したPDCAサイクルによる取組を支援し、各学校の実状に応じた子どもたちの体力・運動能力の向上を推進する。

○「遊びの王様ランキング」等を活用した運動機会の提供により、子どもたちの運動意欲の向上を図り、運動習慣の定着及び主体的に運動を行う子どもの育成を図る。

② 食育の推進、安全、安心な学校給食

○栄養教諭を中心として、学校全体で組織的、体系的に食に関する指導を充実させるとともに学校給食の県産品利用を進め、食育を推進する。

<指標>

項目	目標数値
鳥取県体力・運動能力調査の総合判定(A～Eの5段階)が、A又はBの割合	(小5男) 42% (小5女) 48% (中2男) 38% (中2女) 66%
鳥取県体力・運動能力調査において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合(小学生)	(小5男) 70% (小5女) 50%
鳥取県体力・運動能力調査による長座体前屈の偏差値	(小5男) 50 (小5女) 50 (中2男) 50 (中2女) 50
学校給食用食材の県産品使用率	70%以上

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
子どもの体力向上推進プロジェクト事業	体育保健課	<p>子どもの体力・運動能力が昭和60年頃に比べ低下していること、体育学習以外の時間に運動する子どもと運動しない子どもとの二極化傾向にあること等、鳥取県の子どもの体力に係る課題を解決し、運動意欲の向上及び運動の習慣化によるバランスのよい体力の向上を図るため、学校や地域に対する支援を行うとともに、その成果を県内に普及し、学校、地域での取組を推進する。</p> <p>①「とっとり元気キッズ体力向上支援事業」(外部人材の派遣)</p> <p>②「遊びの王様ランキング」の開催</p> <p>③トップアスリート派遣</p> <p>④体力、運動能力調査 等</p>

運動部活動推進事業【3-(11)再掲】	体育保健課	県立高等学校及び公立中学校の運動部活動に専門的指導者(運動部活動外部指導者)を派遣し、部活動及び指導体制の充実、競技力の向上を図る。教員の多忙化、不適切な指導、また中学校の運動部活動顧問の約半数は担当する運動部活動の競技経験がない等、運動部活動を実施するにあたって、山積している課題を解消する。さらに、国が令和5年度から段階的に中学校における休日の部活動を地域に移行する方針を示したことに伴い、モデル校による実践研究や地域移行に向けた検討を行う。 ①外部指導者を派遣(謝金) ②外部指導者の資質向上のための研修会 ③中学校における運動部活動の地域移行のモデル事業の実施 ④運動部活動の在り方検討会(仮称)の開催
オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業	体育保健課	2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせ、児童生徒のスポーツの意義や価値等に対する理解・関心の向上及びスポーツへの主体的な参画(「する」、「見る」、「支える」)の定着・拡大を図る。 ①推進校へのオリンピック・パラリンピアンへの派遣 ②授業づくりワークショップの開催
学校給食・食育推進事業	体育保健課	学校における地産地消の推進と学校給食を活用した食育の充実を図る。 ①栄養教諭等が児童生徒を対象とした食に関する指導を効果的に行うための指導用教材の作成や県立学校への専門家派遣 ②地場産品を活用した学校給食調理講習会の開催 ③学校給食に係る県産品利用(地産地消)推進会議の開催

4-(17) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実

<重点施策>

① 少年期(小学校～高等学校)の望ましいスポーツ活動の充実

○運動機会を充実させるとともに、体力・運動能力調査結果を分析し効果的に活用することにより、子どもたちの体力向上を図る。
○「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されるよう、適切な休養日等の設定や複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する合同部活動等の取組を推進する。

② 障がい者スポーツの推進

○あいサポート条例(愛称)の趣旨に基づき、障がい者が生涯にわたり自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、年少期から高齢期を通じ、障がいの特性及び程度に応じたスポーツを行う機会の確保、必要な環境の整備を行っていく。

<指標>

項目	目標数値
「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定している学校の割合	(中) 100% (高) 100%
成人のスポーツ実施率(週1回以上)	56%
障がい者のスポーツ実施率(月1回以上)	42%

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
子どもの体力向上推進プロジェクト事業【4-(16)再掲】	体育保健課	子どもの体力・運動能力が昭和60年頃に比べ低下していること、体育学習以外の時間に運動する子どもと運動しない子どもとの二極化傾向にあること等、鳥取県の子どもの体力に係る課題を解決し、運動意欲の向上及び運動の習慣化によるバランスのよい体力の向上を図るため、学校や地域に対する支援を行うとともに、その成果を県内に普及し、学校、地域での取組を推進する。 ①「とっとり元気キッズ体力向上支援事業」(外部人材の派遣) ②「遊びの王様ランキング」の開催 ③トップアスリート派遣 ④体力、運動能力調査 等
運動部活動推進事業【3-(11)再掲】	体育保健課	県立高等学校及び公立中学校の運動部活動に専門的指導者(運動部活動外部指導者)を派遣し、部活動及び指導体制の充実、競技力の向上を図る。教員の多忙化、不適切な指導、また中学校の運動部活動顧問の約半数は担当する運動部活動の競技経験がない等、運動部活動を実施するにあたって、山積している課題を解消する。さらに、国が令和5年度から段階的に中学校における休日の部活動を地域に移行する方針を示したことに伴い、モデル校による実践研究や地域移行に向けた検討を行う。 ①外部指導者を派遣(謝金) ②外部指導者の資質向上のための研修会 ③中学校における運動部活動の地域移行のモデル事業の実施 ④運動部活動の在り方検討会(仮称)の開催
レクリエーション活動支援事業	子育て王国課	青少年の健全育成、健康で生きがいに満ちた暮らし、ぬくもりのあるコミュニティづくりに有効な手法であるレクリエーションを普及するため、県レクリエーション協会が行う鳥取県レクリエーション大会に助成を行う。
生涯スポーツ推進事業	スポーツ課	県民のスポーツに対する意欲・関心を高め、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現と健康・体力の保持増進を図るため、各種大会を開催するとともに、地域で日常的にスポーツ活動を行える環境づくりなどを通じて、生涯スポーツを推進する。 ①親子向けの運動・スポーツ教室等を開催する総合型地域スポーツクラブへの支援 ②総合型地域スポーツクラブの創設、育成、運営改善のためのクラブアドバイザーの配置、研修会開催やクラブへの指導者派遣 ③スポーツ推進委員に係るリーダー研修会の開催や中央講習会への派遣、県の研究大会等への経費補助 ④障がい者スポーツの普及・推進のためのスポーツ教室の開催 ⑤鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭の開催 ⑥ガイナレ鳥取が主催するサッカースクールの運営費補助 ⑦令和6年度に鳥取県で開催される全国健康福祉祭(ねんりんピック)の準備
共生社会をめざす文化芸術・スポーツ活動推進事業	特別支援教育課	特別支援学校における文化芸術活動や運動スポーツ活動を推進することで、幼児児童生徒の個性や能力を最大限に伸ばし社会参加を促進するとともに、生涯にわたって文化芸術や運動スポーツに親しもうとする意欲や態度の育成を図る。 ①文化・芸術の鑑賞・創造に関する活動支援 ②あいサポート・アートとっとり祭等、発表に関する参加支援 ③文化・芸術をとおした交流及び共同学習の活動支援 ④文化芸術活動を推進する人材育成 ⑤琴の浦高等特別支援学校と米子白鳳高校等とのスポーツ活動交流推進 ⑥肢体不自由特別支援学校のボッチャ交流

4-(18) トップアスリートの育成(競技力向上)

<重点施策>

① アスリートのキャリア形成の推進

○アスリートに対して、選手としてのキャリアアップ、競技引退後のキャリアに必要な能力等を身に付ける機会を創出する等、キャリア形成につながる取組を進める。

② 2020年東京オリンピック・パラリンピックや次期鳥取国体を見据えた取組の実施

○オリンピック・パラリンピックや鳥取で開催される2033年鳥取国体(国民スポーツ大会)での飛躍を見据えて、ジュニア世代の育成・強化の更なる充実、指導者の確保、練習環境の整備、医・科学サポート充実のための研究等に取り組む。

<指標>

項目	目標数値	
国民体育大会で優勝する種目数	10種目	
国民体育大会で入賞(8位以内)する種目数及び人数	種目数 延べ人数	50種目 120人
文化芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位相当以上)(年間)	80人	

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
競技力向上対策事業 (競技力向上のための指導者の確保事業)	スポーツ課	競技力向上に向けて、各競技や地域の状況を踏まえ、適切な指導者を確保・配置する。 ①次代の競技者育成のため県体協に実績のある指導者を配置 ②私立高校に対して全国で活躍する競技者を育成するために必要な指導者確保に要する経費を支援 ③市町村に対して競技拠点地域を形成するための指導力向上に必要な指導者確保に要する経費を支援 ④競技力向上に向けて県内のジュニア競技者の指導を行うため、国体等全国大会や世界大会で活躍する選手を指導者として配置
東京オリパラ対策事業 (東京オリ・パラターゲット競技事業)	スポーツ課	2021年東京大会へ出場可能性の高い本県ゆかりの競技者及び指導者を指定し、国際レベルの競技力習得、日本代表選手の輩出を目指し、国内外での強化練習・強化試合等の経費を支援する。(4競技5名)
鳥取ジュニアアスリート発掘事業	スポーツ課	東京オリンピック・パラリンピック気運の高まりにより、スポーツ選手への夢やオリンピックへの憧れをもつ子どもたちがスポーツで世界の舞台に飛び立ち、活躍できるよう、スポーツ選手の発掘・育成のシステム及び環境を整備する。(指定12競技)
オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業 【4-(16)再掲】	体育保健課	2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせ、児童生徒のスポーツの意義や価値等に対する理解・関心の向上及びスポーツへの主体的な参画(「する」、「見る」、「支える」)の定着・拡大を図る。 ①推進校へのオリンピック・パラリンピアンへの派遣 ②授業づくりワークショップの開催

目標5 文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造

5-(19) 文化芸術活動の一層の振興

<重点施策>

① 文化芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充

○鳥取県ジュニア美術展覧会や鳥取県総合芸術文化祭、公益財団法人鳥取県文化振興財団が行う芸術鑑賞教室事業のほか、廃校等を使った文化芸術の発表等により、県民が文化芸術を発表する場や鑑賞する機会を拡充する。

② 文化芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保

○全国高校生短歌大会や公益財団法人鳥取県文化振興財団が行う芸術鑑賞教室等、学校等との連携により、教育現場や地域で、子どもたちや若者が文化芸術に触れ、感性や創造力を高める機会を確保するとともに、文化芸術活動を一層活性化させる。
○県内高等学校及び特別支援学校の生徒が取り組む郷土芸能の共演の場を創出するとともに、動画配信により国内外にその魅力を伝え、郷土芸能の技術伝承及び担い手育成等を推進する。

③ 障がい者による文化芸術活動の推進

○平成30年10月に策定した鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画に基づき、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず文化芸術を通じて共に交流する機会を創出する。

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
鳥取県ジュニア美術展覧会開催事業	文化政策課	小学生及び中学生の創作作品を発表する場と同世代の作品を鑑賞する機会を提供し、児童生徒の文化芸術活動への意欲を高めるとともに青少年の美術活動の振興を図る。
鳥取県総合芸術文化祭(とりアート)	文化政策課	県民による文化芸術の祭典である「とりアート」を県内各地で開催することで、誰もが気軽に文化芸術に親しみ触れる機会を創出し、文化芸術活動の人材育成を図る。
芸術鑑賞教室開催補助金	文化政策課	子どもたちの豊かな情操を培い、健全な育成に資するため、県内の児童生徒を対象に、学校の体育館や文化施設において優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。
舞台芸術拠点創造事業	文化政策課	県民に上質な演劇を鑑賞する機会を提供するために県内演劇団体を支援するとともに、子どもたちの「思考力・表現力」を高めるため、小・中・高校生を対象とした演劇の表現ワークショップ(授業)を開催する。
万葉の郷とっとりけん全国高校生短歌大会	文化政策課	県内外の高校生を対象に広く短歌を募集し、県内で大会を開催することで、万葉ゆかりの文化資源を活用した鳥取県の魅力を発信するとともに、若い世代の短歌文化の振興を図る。
【新規】ICT×アート活動支援事業(ICTを活用したモデル的取組)	文化政策課	県内高等学校及び特別支援学校の生徒が取り組む郷土芸能の共演の場を創出するとともに、動画配信により国内外にその魅力を伝え、郷土芸能の技術伝承及び担い手育成等を推進する。
鳥取県文化芸術活動支援補助金	文化政策課	県内に活動拠点を置く芸術家や文化芸術団体等が行う創造的な活動を支援し、県内文化芸術活動の質の向上などの活性化を図る。
鳥取県美術展覧会開催事業	文化政策課	広く県民から美術作品を募り、優れた作品を展示する鳥取県美術展覧会を開催することにより、県民へ鑑賞機会を提供するとともに、創作作品の発表の場の提供を通じて県内美術部門の質の向上等を図る。

アートを活用したまちづくり事業	文化政策課	地域と連携し、文化芸術を通じた地域活性化を目指す地域づくり団体の取組を支援する。
共生社会をめざす文化芸術・スポーツ活動推進事業【4-(17)再掲】	特別支援教育課	特別支援学校における文化芸術活動や運動スポーツ活動を推進することで、幼児児童生徒の個性や能力を最大限に伸ばし社会参加を促進するとともに、生涯にわたって文化芸術や運動スポーツに親しもうとする意欲や態度の育成を図る。 ①文化・芸術の鑑賞・創造に関する活動支援 ②あいサポート・アートとっとり祭等、発表に関する参加支援 ③文化・芸術をとおした交流及び共同学習の活動支援 ④文化芸術活動を推進する人材育成 ⑤琴の浦高等特別支援学校と米子白鳳高校等とのスポーツ活動交流推進 ⑥肢体不自由特別支援学校のボッチャ交流
障がい者アート推進事業	障がい福祉課	H30年10月に策定した「鳥取県障がい者による文化芸術推進計画」に基づき、障がい者の芸術文化活動に資する各種取組を展開する。 ①あいサポート・アートセンターの運営 ②障がい者アート活動支援事業補助金 ③「あいサポート・アートとっとり祭り」の開催 ④「あいサポート・アートとっとり展」の開催 ⑤障がいのある人とない人が共に作る劇団「じゆう劇場」への支援

5-(20) 未来を「つくる」県立美術館整備による文化芸術の創造・発展

<重点施策>

① 県立美術館の整備推進・美術を通じた学びの支援

<p>○鳥取県立美術館をPFI手法により着実に整備及び開館準備業務を進めるとともに、コンセプトに掲げた「未来を『つくる』美術館」の実現に向けた取組を、県民とのコミュニケーションを図りながら進める。</p> <p>○子どもたちが美術に触れ、美術を通じて学びを深めるための「美術ラーニングセンター(仮称)」機能の具体化に向け、小学校等の美術展への招待や対話型鑑賞充実のためのファシリテータの養成等の取組を進める。</p> <p>○県内の美術館や博物館との相互ネットワークを構築・活用し、県立美術館の魅力を県全域に享受できる環境づくりに取り組むとともに、美術館建設のフィールドを活かした建築人材育成に取り組む。</p>
--

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
鳥取県立美術館整備推進事業	美術館整備課	令和7年春に開館予定の鳥取県立美術館をPFI手法により着実に整備及び開館準備業務を進めるとともに、開館に向けて、美術館活動の効果を先行して波及させ、県民と連携した美術館づくりを行う。 ①PFI等事業 ・「県民が集う 美術館建設着工の集い(仮)【新規】」等 ②「美術ラーニングセンター(仮称)」機能の充実に向けた検討事業 ・小学校等の美術展への招待 ・対話型鑑賞ファシリテーターの養成 等 ③「私たちの県立美術館」普及啓発事業 ・「県民とつくる 県立美術館ができるまでを伝える」フリーペーパーの発行 ・美術館フィールド活用支援(県内建築関係学生との連携)【新規】等
美術館・博物館等ネットワーク強化推進事業	博物館	鳥取県ミュージアム・ネットワークが実施する、県内の美術館・博物館等における具体的な協力連携の取組や各館の歴史民俗資料の保存活用機能を向上させる取組の支援を行うことにより、県内の博物館等の連携基盤を確立してネットワークの強化を図る。

<重点施策>**① 次代の文化芸術の発展を担う人材の育成**

○文化芸術が生活の一部となるよう、アートスタート事業等により、子どもの頃から文化芸術に触れる機会を提供する。
 ○とっとり伝統芸能まつりへの若年層の出演の推進、大会運営ボランティアとして高校生等の参画を促し、若い世代が伝統芸能に触れる機会を創出し、伝統芸能の担い手としての人材育成を図る。
 ○空き店舗、廃校、公民館などを活用し、地域活動の中で、アートや伝統文化を通じて地域住民や来訪者等が交流する場を設け、アートや伝統文化を生かした地域づくりを進める。
 ○県内高等学校及び特別支援学校の生徒が取り組む郷土芸能の共演の場を創出するとともに、動画配信により国内外にその魅力を伝え、郷土芸能の技術伝承及び担い手育成等を推進する。

<指標>

項目	目標数値
文化芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位相当以上)(年間)【再掲】	80人

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
「とっとりアートスタート」推進事業	文化政策課	0歳から未就学の乳幼児に作品鑑賞・創造体験・公演鑑賞の機会を提供するアートスタート活動を行う団体を支援し、子どもたちの豊かな感性と創造性を育む。
とっとり伝統芸能まつり	文化政策課	県内各地域で守られてきた伝統行事・芸能を披露する「伝統芸能まつり」を開催し、伝統芸能の伝承や活用の気運を高めるとともに、継承者育成等活動の活性化を図る。また、高校生の運営ボランティア参画等により、若い世代が伝統芸能に触れ、関心を高める機会を創出する。
舞台芸術拠点創造事業【5-(19)再掲】	文化政策課	県民に上質な演劇を鑑賞する機会を提供するために県内演劇団体を支援するとともに、子どもたちの「思考力・表現力」を高めるため、小・中・高校生を対象とした演劇の表現ワークショップ(授業)を開催する。
【新規】ICT×アート活動支援事業(ICTを活用したモデル的取組)【5-(19)再掲】	文化政策課	県内高等学校及び特別支援学校の生徒が取り組む郷土芸能の共演の場を創出するとともに、動画配信により国内外にその魅力を伝え、郷土芸能の技術伝承及び担い手育成等を推進する。
鳥取県ジュニア美術展覧会開催事業【5-(19)再掲】	文化政策課	広く県民から美術作品を募り、優れた作品を展示する鳥取県美術展覧会を開催することにより、県民へ鑑賞機会を提供するとともに、創作作品の発表の場の提供を通じて県内美術部門の質の向上等を図る。
【拡充】文化芸術活動支援事業	高等学校課	文化活動を活性化し、文化芸術活動に対する気運を高めるとともに、文化芸術活動の継承者を育成する。 ①文化部校外・合同練習会等支援 ②備品整備 ③県高等学校文化連盟助成(全国、近畿、県総文、事務局体制整備)【拡充】 ④高校生まんが・メディア芸術活動事業(高校生まんが展、まんが甲子園参加支援、韓国高校生との交流他) ⑤文化部活動パワーアップ(県外指導者招へい、研修派遣) ⑥部活動指導員の配置【新規】

企画展開催費【1-(3)再掲】	博物館	鳥取県の自然・歴史・美術分野の資料、作品、研究成果等や世界的・全国的に貴重な作品等について、企画展として広く県民に紹介する。(企画展名はすべて仮称) ①自然:QooDZILLA!!クジラとイルカの世界(読売新聞との連携企画展) ②人文:とっつりの乱世 一因幡・伯耆からみた戦国時代— ③美術:受贈記念 垣田堅二郎コレクション展 ④美術:～SOMPO美術館&鳥取県立博物館のコレクションでつくる～東郷青児、前田寛治と、Parisゆかりの画家たち ⑤美術:小早川秋聲展
博物館普及事業費【1-(3)再掲】	博物館	県民の生涯学習や学校教育を支援するために、各種の講座や体験学習会、移動博物館などを実施するとともに、博物館の活動、研究成果、利用方法などについて広く情報を発信する。

5-(22) 文化財の保存、活用、伝承

<重点施策>

① 県民が、鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にする気運の醸成

○県民が、文化財を身近に感じ、県内の歴史や文化についての理解を深めることができるよう、学校への出前講座や公民館と連携した歴史講座、文化財巡りや現地見学会などにより文化財を知り、接する機会を創出する。
○「とっとり伝統芸能まつり」の開催などにより、伝統芸能の体験、鑑賞の機会を提供し、次世代に継承する。

② 文化財の保存と活用(再発掘・磨き上げ)の推進

○「鳥取県文化財保存活用大綱」をベースとし、本県の優れた文化財を地域振興や教育資源として保存、活用するとともに、県内文化財の調査研究を進め、学術的な評価を行い、指定等に向けて積極的に取り組む。
○妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡をはじめとする県内の史跡、名勝等を県民に知ってもらい、訪ね、楽しめる環境を整備し、活用を促進する。
○青谷上寺地遺跡について、発掘調査や出土人骨のDNA分析の成果などを反映した整備を行い、文化財を生かした観光拠点等として地域の振興に寄与できる史跡公園とすることを旨とする。
○「とっとり弥生の王国」を「考古学」の観点だけでなく、「考現学」という観点から新たな磨き上げを行うことで、考古学ファンだけでなく新たなファン層の開拓を図る。あわせて、学校教育でも新たな学習教材などを作成することで、歴史だけでなく他の学習領域での活用を目指す。

<指標>

項目	目標数値
県指定文化財の新規指定件数(計画期間中)	5件
むきばんだ史跡公園来園者数(年間)	33,000人

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
鳥取県の考古学情報発信事業	埋蔵文化財センター	常設展示、企画展、体験イベント、リーフレット、講演会等により、県内考古学の魅力を情報発信していく。また、県内遺跡資料(画像・出土品)の貸出しや歴史授業への協力、県内の遺跡を調べることができる「鳥取県遺跡MAP」のWeb公開など、学校での歴史学習を支援する。
史跡青谷上寺地遺跡整備事業	とっとり弥生の王国推進課	保存状態の良い多種多様な道具類、生活廃棄物、人骨、朝鮮半島や中国に由来する品々が出土することで知られる全国屈指の弥生時代遺跡「青谷上寺地遺跡」を適切に保存し、有効に利活用するために必要な整備を実施する。
「とっとり弥生の王国」知・楽・学事業	とっとり弥生の王国推進課	鳥取県が全国に誇る「妻木晩田遺跡」「青谷上寺地遺跡」の価値と魅力を多くの方に知っていただくため、両遺跡を「とっとり弥生の王国」として一体的に情報発信するとともに、イベントやものづくり講座、シンポジウム、遺跡を活用した様々な体験活動等の事業を行う。

「とっつりの誇り」文化遺産活用推進事業	文化財課	児童生徒が身近な地域の歴史遺産(遺跡、建造物など)や民俗(暮らしの道具、伝統芸能など)を学び、地域の文化的な豊かさを実践することで、郷土への愛着と誇りを醸成するふるさと教育の推進に寄与する。 ①無形文化財保持者など文化財に関わる各分野第一人者を講師として、子どもを対象とした体験講座を実施 ②地域の歴史遺産や民俗について学ぶ機会の提供 ③文化財を活用した授業の推進のため、教員向けの研修の実施 ④文化遺産を活用した地域振興活動への支援
調査研究「鳥取県の文化財」	文化財課	国・県指定、登録等の候補となる文化財の調査研究を実施し、文化財指定等に向け取り組むとともに、文化財の保存、活用に必要な人材の育成等に取り組む。
とっつり伝統芸能まつり開催事業【5-(19)再掲】	文化政策課	県内各地域で守られてきた伝統行事・芸能を披露する「伝統芸能まつり」を開催し、伝統芸能の伝承や活用の気運を高めるとともに、継承者育成等活動の活性化を図る。また、高校生の運営ボランティア参画等により、若い世代が伝統芸能に触れ、関心を高める機会を創出する。

(特設項目)新型コロナウイルス感染症への対応

<重点施策>

① 子どもたちの学びの保障

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による臨時休業時や分散登校、自宅学習時等においても、ICTを活用するなど教育環境の整備を促進し、多様な学びのスタイルを確立して、すべての子どもたちの学びを保障する。

② 安全・安心な教育環境の整備

○子どもたちの新型コロナウイルス感染症への感染リスクを軽減し、安心して教育活動を実施するための環境整備を進める。
○新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒の心のケアを行う体制を整えるとともに、新型コロナウイルス感染症の正しい知識をもとにした人権教育の充実やいじめ防止対策を講じる。
○新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮する家庭への支援制度を充実する。

<関連事業>

事業・取組名	担当課	事業・取組内容
【新規】学校教育情報化推進事業【2-(9)再掲】	教育環境課 小中学校課 高等学校課 教育センター	GIGAスクール構想の本格的なスタートの年にあたる令和3年度を「学びの改革元年」として位置づけ、これからの社会を主体的に生き、社会に対応する資質・能力をもった人材の育成を図るため、学校教育の情報化を加速する。 ①情報化推進に向けた学校支援体制の充実(先進的なICT取組支援、高校へのICT支援員の配置等) ②児童・生徒の情報活用能力を高めるための授業改革等の推進(小中学校のeラーニング教材導入支援、とっつりGIGAスクールフェアの開催等) ③教員の指導力・活用能力の向上のための研修等の充実(教育センターへの学校訪問型研修用のモバイルWi-Fiルーターの整備等) ④ GIGAスクール構想本格運用に対応するためのネットワーク基盤等の整備(ネットワーク運用管理、県立学校教員指導用端末の整備、臨時休業時のWi-Fi環境のない家庭へ通信が可能なモバイルルーターの貸出等)

【拡充】ICT活用推進事業【2-(9)再掲】	高等学校課	<p>県立高校へのICT機器等の整備に加え、コロナ禍における学校教育でのICT活用が本格化する中、アフターコロナ及び今後の1人1台端末環境を見通し、機器の活用方法の研究を進めるとともに、授業の質的効用や個別最適化学習を充実させるため、教員のICT活用能力の向上を図る。</p> <p>①クラウド学習サービス活用に係る教員向け活用研修事業 ②モデル校における教員用タブレット型端末活用事業(倉吉東) ③ICT学びの充実プロジェクト(鳥取湖陵) ④授業目的公衆送信補償金【新規】</p>
【新規】家庭学習のための通信機器整備支援事業	総合教育推進課	<p>新型コロナウイルスによる臨時休業時においてICTを活用した教育活動を行うため、家庭にインターネット環境が整っていない生徒へ通信機器(Wi-Fiルーター)の貸与を行う私立学校に対して、必要な経費を支援する。</p>
【新規】鳥取県内修学旅行等支援事業【2-(5)再掲】	小中学校課 高等学校課	<p>新型コロナウイルス感染症対策として実施されている県内修学旅行等に対する支援を通じて、子どもたちがふるさと鳥取を学び、鳥取県の豊かな自然、文化、地域で活躍している人や先人の生き方等を通して、鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を養う「ふるさとキャリア教育」の充実を図る。</p>
鳥取県内修学旅行等支援事業(私立学校)	総合教育推進課	<p>新型コロナウイルス感染症対策として実施されている県内修学旅行等に対する支援を通じて、子どもたちがふるさと鳥取を学び、鳥取県の豊かな自然、文化、地域で活躍している人や先人の生き方等を通して、鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を養う「ふるさとキャリア教育」の充実を図る。</p>
県立特別支援学校通学支援事業	特別支援教育課	<p>県立特別支援学校の児童生徒は障がいの特性や児童生徒の安全確保のため通学バスでの換気等が行いにくいことから、感染リスクを軽減するために以下の対策を講じる。</p> <p>①スクールバスの増便(白兔養護学校、倉吉養護学校、米子養護学校で計12路線) ②増便したバスに添乗し、子どもたちを支援する介助職員の配置(6名) ③路線バス利用の生徒のうち重症化するリスクの高い生徒の車両による送迎</p>
県立学校新型コロナウイルス感染症対策等整備事業	教育環境課	<p>県立学校における新型コロナウイルス対策の更なる推進を図るため、生徒等の利用が多いトイレの手洗い用蛇口を非接触式等に改修する。また、洋式化率が著しく低く、老朽化も著しい学校のトイレについて、洋式化改修整備を行う。</p>
私立中学校・高等学校の学校寮及び部活動における新型コロナウイルス対策強化事業	総合教育推進課	<p>私立中学校・高等学校の学生寮及び部活動において、「学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び「鳥取県運動部(文化部)活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に沿った運用を行うために必要な経費について支援する。</p>
児童生徒の心のケアやいじめ防止等への対応	いじめ・不登校総合対策センター 人権教育課	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒の心のケアを行う体制を整える。また、新型コロナウイルス感染症の正しい知識にもとづく人権教育を実施するとともに、いじめを防止するための取組を行う。</p> <p>①スクールカウンセラーや養護教諭による相談対応 ②教育相談電話の周知 ③人権の大切さを伝えるためのチラシの配布</p>

<p>経済的に困窮する家庭への支援</p>	<p>人権教育課 高等学校課 総合教育推進課</p>	<p>新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、経済的に困窮する家庭への支援を行う。 ①鳥取県育英奨学資金(高校分)の緊急貸与 ②鳥取県育英奨学資金の返還猶予 ③高校生等奨学給付金の給付 ④県立高校の授業料減免 ⑤私立中学・高校の授業料減免</p>
-----------------------	------------------------------------	--

【鳥取県教育振興基本計画、アクションプランに関するご意見・お問合せ先】

鳥取県教育委員会事務局 教育総務課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地

電 話 0857-26-7914

F A X 0857-26-8185

Eメール kyouikusoumu@pref.tottori.lg.jp

【鳥取県教育振興基本計画に関するホームページアドレス】

<http://www.pref.tottori.lg.jp/shinkoukihonkeikaku>